

令和7年第4回玉東町議会定例会会議録

令和7年12月10日玉東町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年12月10日午前10時00分招集

2. 令和7年12月10日午前9時56分開会

3. 令和7年12月10日午後5時06分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行		
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(7名)

2番 功刀圭一議員

9番 吉住貞夫議員

3番 大城戸廣澄議員

8 番 清田高広議員

1 番 前田大樹議員

7 番 林 和廣議員

6 番 坂本和也議員

日程第 4 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

4 番 狩 野 勝 次

5 番 坂 村 勇 治

開会 午前 9 時 56 分

○議長（松尾純久君） 議事に入ります前に、早朝、下地教育長から体調不良のため欠席届が出されましたので、議長において許可いたしましたことを報告いたします。

それでは、ただ今から、令和 7 年第 4 回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 4 番、狩野勝次君、5 番、坂村勇治君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 12 月 10 日から 12 日までの 3 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 12 月 10 日から 12 日までの 3 日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和 7 年第 4 回玉東町議会定例会提案理由及びごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和 7 年第 4 回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝申し上げます。

はじめに、町政を取り巻く国の情勢について申し上げます。

10 月 21 日に高市内閣が発足し、24 日に高市内閣総理大臣の所信表明演説が行われました。経済財政政策の基本方針で、強い経済をつくるため、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財

政出動を行い経済の好循環を実現することによって、国民が景気回復を実感し、不安を希望に変えていくと述べられました。

また、先月28日には、経済対策に係る補正予算が閣議決定されました。「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」として、電気・ガス料金、ガソリン代等の負担軽減策のほか、地方自治体が地域の実情に応じて生活者等を支援するための重点支援地方交付金の拡充などが盛り込まれています。

この補正予算案については、現在開会中の臨時国会に提出し、早期の成立を期することとされています。一刻も早く国民へ支援を届けるため、地方自治体に対しても、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向け、可能な限り年内に予算化するよう文書で要請しています。

当町としましても、町民の皆様の生活、地域経済にスピード感を持って対応できるよう、適切に業務を執行してまいります。

続いて、町政諸般について御報告申し上げます。

8月の豪雨災害から4か月が経ちました。本町において観測史上最大級となる大雨を記録した本災害では、皆様御承知のとおり木葉川が決壊し、周辺道路の冠水・住宅への浸水など甚大な被害が発生しました。また、中央公民館や町民体育館といった公共施設も床上浸水被害を受けました。線状降水帯の発生により突然襲った未曾有の豪雨によってこれまでにない被害を受けたため、発災直後には木村県知事、西野衆議院議員と共に町の被害状況を確認しました。そして、当町のような小規模自治体では、復旧・復興にかなりの財政負担が生じる懸念があるため、9月上旬から複数回に渡り、議長・商工会長と一緒に衆議院、参議院、内閣府及び砂防会館など国の関係機関を訪れ、激甚災害指定の陳情を行いました。関係各位の御尽力により、公共土木施設災害復旧事業、農地等災害復旧事業、公立社会教育施設災害復旧事業などが本激指定となりました。また、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例について局激指定となりました。

激甚指定を受けたことにより、公共土木施設災害復旧事業では補助率等が67%から約84%に嵩上げされ、地方負担分への交付税措置を加えると最大で約99.2%、農地等の災害復旧事業では、農地の補助率が87%から約97%に嵩上げされ、地方負担分への交付税措置を加えると最大で約99.6%となります。そして、本来なら補助の対象とならない公民館、図書館、体育館などの公立社会教育施設災害復旧事業に要する経費に対し、3分の2の補助が創設されました。

11月中旬に公共土木施設災害復旧事業の災害査定が実施されており、先週から農地等災害復旧事業の災害査定が行われているところです。今後は、1月から2月ごろに学校施設、4月から5月ごろに社会教育施設の災害査定が実施される予定です。先ほど激甚災害指定により補助率等が嵩上げされると申し上げましたが、災害査定により、補助対象事業費や補助率等が決まる流れとなります。

加えて、木葉川の河川拡張についても強く要望してまいりました。令和3年度から事業化され、昨年度から設計業務に着手されているところですが、今回の木葉川決壊による被害拡大により、国や県も河川拡張工事早期着工の必要性について御認識いただいたと思います。今後も線状降水帯の発生等による大雨の可能性は否定できません。一日も早い河川拡張工事の着工について要望

を続けてまいります。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第50号は、専決処分を行ったので、本議会に報告・承認を求めるものです。

一般会計補正予算（第4号）では、不利益処分についての審査請求に伴う弁護士費用及び令和7年8月大雨災害で被災した給食配送車に係る経費を専決処分いたしました。

歳入歳出それぞれ164万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億1,794万6,000円とするものでございます。

議案第51号は、「玉東町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から給付化され全自治体で実施することとなっている乳児等通園支援事業に関する設備・運営等の認可基準を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第52号は、「玉東町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。

乳児等通園支援事業に関する運営基準を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第53号は、「玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

児童福祉法等の一部改正、保育所等の運営基準の一部改正に伴い、玉東町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、玉東町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び玉東町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第54号は、「玉東町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について」であります。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の一般職等の旅費に関する規定を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第55号は、「玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

行政手続等における押印原則の見直し及び文言の修正が生じたため、この条例を制定しようとするものでございます。

議案第56号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第5号）」であります。

今回補正する額は、4億258万8,000円の増額で、補正後の予算総額は63億2,053万4,000円となります。

歳入の主なものとして、繰越金1億1,408万3,000円、公共土木災害復旧費国庫負担金1億178万4,000円、農林水産施設災害復旧費県補助金1億1,881万9,000円を計上しております。

歳出は、今回補正額のうち3億3,230万4,000円が災害復旧関連経費となります。主なものとして、農地利用効率化等支援交付金事業994万円、農地小災害復旧事業380万円、中学校部室・通学

路フェンス復旧に係る経費等836万5,000円、中央公民館・駐車場復旧に係る経費480万円、農地・農業施設復旧に係る経費1億3,589万円、道路等の復旧に係る経費として1億6,260万円を計上しております。また、災害復旧事業3件について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

議案第57号は、「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」であります。

既定の予算総額に3,219万円を追加し、補正後の予算総額は7億6,734万4,000円となります。歳入は前年度繰越金、歳出は子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費等を計上しております。

議案第58号は、「令和7年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

既定の予算総額に3,868万5,000円を追加し、補正後の予算総額は8億6,112万8,000円となります。歳入は保険料や前年度繰越金、歳出は施設介護サービス給付費や償還金等を計上しております。

議案第59号は、「令和7年度玉東町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

既定の予算総額に352万円を追加し、補正後の予算総額は1億2,201万6,000円となります。子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修費を計上しております。

議案第60号は、「令和7年度玉東町簡易水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

水道事業におきましては、施設電気代200万円、新設水源水質検査委託料300万円等を増額し、水道ビジョン他策定業務委託料を968万円減額しております。

既定の歳出予算総額から125万6,000円の減額となり、歳出総額を3億1,269万8,000円とするものでございます。

議案第61号は、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和8年3月31日をもって菊池市が脱退することに伴い、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

議案第62号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

玉東町中部地区新設第2水源・第3水源さく井工事におきまして、当初設計にはない地質があったため、掘削が難航し工事日数が増加したことに加え、残泥土水処理における産業棄物処理が増加したため、当初契約金額6,974万円から7,492万4,000円に増額するものでございます。

議案第63号は、「玉東町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」であります。

現委員の任期が令和8年3月14日をもって満了となるため、地方税法第423条第3項の規定により新委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

諮問第2号は、「人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

現委員の任期が令和8年3月31日をもって満了となるため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者として推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。

以上、簡単ながら、本議会に提案いたします議案の要旨について説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、これから議事に入ります。

日程第３ 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第３、一般質問を行います。

順番に発言を許します。３名の方より災害についての質問が出ておりますので、そのへんの質問事項については、重ならないようお願いしておきます。

それでは、２番、功刀圭一君。

○２番（功刀圭一君） おはようございます。

まずですね、１２月の８日にまず北海道、青森のほうですね、また地震のほうが起こり、被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは議長のほうから通告の許可をいただきましたので、質問のほうをさせていただきます。

８月豪雨災害後の町の対応について。

再度豪雨災害について質問させていただきます。災害から４か月が経ち、現段階での進捗状況についてお聞きします。

一つ、９月議会で報告された被害状況から、新たな被害の発見、被害状況の悪化などありましたか。

一つ、防災無線や防災ＬＩＮＥの活用をされなかった理由について９月議会で説明がありましたが、その後改善策は講じられましたか。

一つ、９月議会で心のケアや体調に関する質問をしましたが、４か月が経ち、被災された方々は回復に向かわれていますか。

一つ、中央公民館にある図書館の再建で、図書館プロジェクトと聞いたことがありますが、どのような計画を立てていますか。

次に、町の施設の空調整備の取り組みについて。

玉東中学校の体育館に空調を付けていただきました。このほかの施設への今後の空調整備の考えはあるのかお聞きします。

最後、子育て支援について。

子育てされている保護者の方々から、お買物券をいただけるのは本当にありがたいが、オムツや離乳食品等のベビー用品が買えないのが非常に残念との声をお聞きします。玉東町でも日常的にオムツやベビー用品等を買えるところの誘致に力を入れていただくことはできないでしょうか。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番の功刀議員の質問については、担当課長よりまずは答弁をさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

それでは、2番、功刀議員の御質問でございますが、この御質問につきましては複数の課にわたっておりますので、総務課からは、一つ目の新たな被害状況と、二つ目の防災LINE等の改善策についてお答えいたします。

まず、一つ目の当町の新たな被害状況についてですが、事前に配付をしております資料をご覧くださいながら聞いていただきたいと思います。

それでは資料のほうをご覧ください。

前回の資料を朱書き修正したもので、朱書きの部分が被害件数の増加や災害対応に進展があったものになります。建物被害については、罹災証明書の発行件数から、床上浸水は2件増の41件、床下浸水は6件増の39件で、被災証明書から被害を受けた事業所が4件増の38件、個人では13件増の53件で、11件の車の水没が増加の要因となっております。

そこで資料の修正がございますが、建物等の中で、対応の部分で、建物等の対応の部分、括弧書きがございます。朱書きの括弧書きで、「うち自動車25件」となっておりますが、これは「うち自動車26件」、「29台」を「30件」、「うち自動車26件」「30台」と訂正のほどお願いいたします。

続きまして、町内道路の被害状況についてですが、2か所増の11か所となっており、国の査定が終了し、今回予算を計上しているところでございます。

農業関係では、農地災害復旧工事の対象が3か所増の39か所、農地小規模災害復旧事業の対象が1か所増え19か所となり、新たに農業用機械への被害が7台と計上しておりますが、激甚災害指定となったことで補助事業が使えることとなり、今回計上しているところでございます。

公共施設では、新たに追加したものが中央公民館の図書室、町営グラウンド東側トイレのドア、ジョギングロード舗装面の損傷、テニスコートへの土砂の堆積、学校給食共同調理場雑排水処理施設ファン水没を追加しているところでございます。

また、災害復旧対応状況につきましては、予算の計上や復旧対応など、資料に記載のとおりでございます。

次に、二つ目の防災無線や防災LINEの改善策についてですが、当時は人員不足が大きく影響したことから、システムを操作できる職員の拡充及び気象警報発令時の職員の増員を図り、初動対応として、線状降水帯発生予測情報が関係職員に届くように、熊本県防災情報メールサービスの登録変更を行っております。

今後は防災計画の見直し、職員の配備体制及び災害対応マニュアルの見直しを行い、早めの周知を徹底するなど、災害への備えを万全なものにし、住民の皆様を災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 2番、功刀議員の三つ目の御質問にお答えします。

9月議会において答弁いたしました被災された方の体調や心のケアについて御報告をいたします。

突然の災害により、今までに経験したことのない生活を送られる中で、被災当初心身の不調を訴えられていた9名の方には、保健師等が電話相談や家庭訪問を通じて、心身の健康状態の把握を行ってまいりました。当初と比べると住まいの片付け、修理、住まいの確保が進んだことで、安心感を感じておられます。

また、近所の方や区長、民生委員さんなどのサポートや声掛け、地域包括支援センターや学校などの関係機関の見守り、専門医療機関での支援などを受けながら、心身の安定を取り戻しつつあります。

しかし、元の生活、日常に戻るまでには時間を要し、日常に戻るまでの間は様々なストレスを抱えやすい状況が続きます。今後も被災された家庭への継続的な相談支援を実施しながら、健康面のサポートだけではなく、生活に向けた支援に確実につなげてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の四つ目の質問にお答えいたします。

玉東町図書室の復旧につきましては、町広報誌12月にも記載をしていますとおり、令和8年1月からの再開を目指し、現在準備を進めております。具体的には12月2日に役場1階のあるまちモール内スペースに図書の書架を搬入設置いたしました。現在は新たに購入した図書のシステム登録を行っているところであります。被災後に蔵書の確認を行った結果、約1万5,000冊のうち約8,200冊が水害により流出、または処分となりました。今後は蔵書の充実を図ってまいります。

なお、議員御質問の図書館プロジェクトにつきましては、正式には玉東町図書室復活プロジェクトと称し、被災時に取材に訪れたテレビ局、TKUテレビ熊本「あっぱれ！A.B.C-Z」の企画によるものと認識しております。

図書室の復旧にあたり、多くの方々から温かい御支援をいただいております。感謝の意を込めるとともに復旧の状況を広くお知らせするため、今後も取材等への協力を続けてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 続きまして、2番、功刀議員の、玉東町でもオムツやベビー用品を購入できる店舗を誘致してほしいとの御質問にお答えします。

まず、功刀議員からの御指摘がありましたように、本町では現在町内でオムツ、ミルク、ベビーフードなどのベビー用品を十分に購入できる店舗がない状況であります。これまで実施してきました町民アンケートの結果を見ましても、商業施設の充実を求める声が数多く寄せられており、その中でも特にオムツやミルクなどのベビー用品を購入できるドラッグストア等の出店を望む意見が多いことを確認しております。

次に、新庁舎建設に併せて整備しました役場1階の民間テナントスペースについて申し上げます。

す。

当該スペースにつきましては、飲食料品小売店や金融機関を主な対象として公募を行い、その結果、現在は肥後銀行様に御入居いただいております。一方で、ベビー用品を幅広く取り扱うドラッグストアやディスカウントスーパー等からの応募はなく、入居には至っておりません。役場1階テナントへの出店に向けましては、今年度上期から県内で展開するディスカウントスーパーや、九州を中心に店舗展開されているドラッグストアに対し、直接訪問による営業や物件情報の提供など、誘致に向けた働きかけを行ってまいりました。

しかしながら、国道から店舗が見えにくいこと、売り場として利用できる面積が小さいこと、商圈人口が十分でないことなどの理由により、いずれも出店には結びついておりません。

他方で国道208号は、1日当たり約2万3,000台の交通量があり、一般的には商業施設の立地に有利とされている路線です。このためドラッグストアやロードサイド型店舗にとっては、潜在的に高い可能性を有するエリアであると認識しております。

今後もし国道208号の幹線道路沿いに適切な用地を確保できるめどが立った場合には、ベビー用品を含む日用品を取り扱うドラッグストア等を主な誘致対象として、事業所への積極的なアプローチを行ってまいりたいと考えております。

以上のように現時点においては、本町にベビー用品を十分に取り扱う店舗がないという課題をしっかりと把握する一方で、具体的かつ実現可能性の高い誘致策については、なお検討途上であると御承知おきいただきたいと思います。

今後は、議員各位からのお知恵や御提案を賜りながら、子育て世帯をはじめとする町民の皆様が、町内で安心してオムツやベビー用品を購入できる環境の実現を目指して、引き続き取り組みを進めてまいります。

以上で答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の町の施設の空調整備の取組についての御質問にお答えいたします。

これまで学校施設をはじめとする教育施設の整備につきましては、老朽化しました施設の改修等を優先してまいりました。そのため小中学校体育館、社会体育施設への空調整備につきましては、整備の優先順位としましては下位に位置付けておりました。そのような中、指定避難所であり、築年数も浅い玉東中学校体育館につきましては、令和6年度に避難所としての環境改善を目的として空調設備の整備を実施いたしました。

一方で、山北、木葉小学校体育館につきましては、体育館自体の老朽化等を踏まえ、空調設備の整備を見送っておりました。しかしながら、近年は夏の暑さが毎年のように記録を更新しており、今年の記録的な猛暑を受けて、平常時における快適な教育環境の確保、並びに災害などの非常時における良好な避難環境の整備の必要性が高まっております。こうした状況を踏まえ、山北、木葉小学校体育館への空調設備整備を実施することといたしました。

次に、社会体育施設であります町民体育館につきましては、現在災害復旧事業に取り組んでお

り、まずは施設の機能回復による利用再開を図ることを最優先としております。空調整備につきましては、今回の被災状況や今後の災害リスクを踏まえて判断する必要があると認識しております。武道館につきましても空調整備の必要性は承知しておりますが、町の財政状況等も踏まえ、今後の対応については総合的に判断してまいりたいと考えております。

最後に、本12月議会に提案させていただいております一般会計補正予算（5号）におきまして、両小学校体育館空調設備設置工事に係る設計費を計上しておりますので、慎重なる御審議のうえ御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今、各課長様から説明をいただき、本当にありがとうございます。

同じことをですね、また聞くこともあるかもしれませんが、御了承をお願いしましてよろしく願いいたします。

8月10日から11日にかけて玉東町も記録的大雨に見舞われ、かなり被害が出てしまいました。9月議会で質問させていただきましたが、あれから4か月が経ちました。被災された方々の生活再建はまだ道半ばであり、新たな課題も浮上しているんじゃないかと思っています。4か月が経った今、復興状況を検証して、今後の対策について議論することは、私たちの重要な責務だと考えます。被災された方々が一日も早く元気を取り戻して、生活が取り戻せるように、そして今後同様の災害が発生した場合でも、被害が最小限に抑えられるように再度質問させていただくことにしました。

まず一つ目の8月豪雨災害後の対応についての新たな被害の発見、被災状況の悪化などについて、今現在資料をいただきました。12月5日までの新たな被害状況の数値を見させていただきました。赤い数値が現段階での被害状況で、新しく数値を出していただきありがとうございます。

新しく出していただきました最新の数値ですね、ちょっと一つお聞きしたいところがあります。今、被災証明書ですね、発行件数が53件のうち、今、訂正がありました26件かな、うちの自動車26でしたかね、の30台というところで、前は15台だったと思うんです。今回こうやって自動車を被災証明書を出せるということは、町自体では、自動車に関してはまだ支援策、見舞金とかそういうのはなかったんですけど、こうやって被災証明書を自動車が壊れた場合はもらえれば、何か免除的なものがあるのかをお聞かせ願っていいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

自動車の被災証明でございますが、これにつきましては、自動車税、税金の免除があるということでございます。被災のあったときから免除ができるということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ちょっと続けてお願いします。それは全体的に廃車になった場合で、故障して修理をされたときは、そういうのは対象外になりますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今の自動車税に関してですが、普通車につきましては減免があるということで、軽自動車はないということでございます。あと修理、廃車になってですね、そのへんのことはちょっとはつきり分かりませんが、多分廃車されたときだとはこちらは認識しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） はい、分かりました。8月の大雨豪雨で、職員の皆様が本当にバタバタされて、情報収集にも本当に頑張っていただき、1か月で議会という中でですね、災害について質問させていただいたことに、本当にあのときは申し訳なかったなと思っているところで、4か月も今経ち、職員の皆様の落ち着きは取り戻せましたか町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

職員が落ち着いてきたかどうかはですね、本人に聞いてみらにやわからんですそんなこと、私から見てですね、だいぶ災害については落ち着いてきたかなと思っています。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 見た感じね、多少なりとも落ち着いたというところでね、良かったと思います。12月5日のですね、災害状況を見ますとね、住宅の床上のほうも2件、41件と上がっており、床下も39件に数値が上がったんですが、災害から4か月が経ち、12月5日までのこの最新の情報で、いろいろと国から県からと補助金もあったりしますが、農業のほうもかなり被害があり、商工関係の被害も31事業所とあってですね、11億6,500万円分の被害の見込みというところで激甚災害に指定されましたけれども、この罹災証明書の受け付けの締め切りとかは、そういうのはまだ続いているんですか、ちょっとそこを聞かせてください。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

罹災証明書の受け付けでございますが、まだ締切日は決定しておりません。まだ少しずつは証明願いに来られますので、まだ締め切りは決定はしていないところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。一応まだ災害が起きた後、4か月今、経ちましたけれども、まだそうやってちょっと気になるなとか、ここはちょっと見てもらったら罹災証明書をとれるのかなとか、そういうのはまだ対応が可能というところで認識していいですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） はい、罹災証明書、被災証明書の申請につきましては、まだ受け付けておりますので、来られればこちらで対応させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。じゃあまだそうやって可能だということですね、分かりました。ちょっと今回このことについては、ちょっともう次にたくさん質問させていただいておりますので、次に飛ばさせていただきます。

8月の災害でですね、防災無線や防災LINEの活用がなかったことを9月議会で質問させていただき、夜も遅い時間だったり、かなり道路もですね、あのときもう浸水もしだしていたところで、役場の電話が鳴りっぱなしで、防災無線や防災LINEの活用まで行き届かなかったという答弁でありました。9月議会ではですね、私のほかに様々な議員の方々がこのことについては質問されておられます。

そのあとですね、その後の対応としてですね、こういうことをまた新しくするためには、課長さんたちで集まってですね、新しく話し合われて、改善に向けての話し合いとかそういうのはされたのかをちょっとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

この災害の研修にあたりましては、課長との会議は行ってはおりませんが、災害の会議を開く中でですね、少しは話は出ております。そんな中で今、県、熊本県、それから気象庁あたりのこういった検査がっております。その中でいろいろと今、まとめの途中でございますので、また今後いろいろ話が決まりましたらまた御報告させていただくこともあるかと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 前にですね、台風での小学校、中学校の休校について、教育委員会のほうではですね、休校についての規約的なものを作っていただきました。でですね、県のほうからですね、前回昼だったり、夕方からですね、その注意の報告、メール等が来ていたかと思います。その時点でですね、防災無線LINEとか情報をね、もうすぐにでも教えますというね、そういう言葉をですね、聞けると一番うれしいなと思います。最初の答弁の中では言われました。もちろんメールもそのやり取りですね、それから前回みたいにそういう注意喚起が、こうやって一応情報が流れてきていたということでしたけど、その時点でですね、我々町民にですね、防災LINEなり防災無線で、何かの形でその情報をですね、これからはいち早く伝達してほしいという、ちょっとまた改めてお願いいたしますので、もう一度お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 情報伝達につきましては、今後線状降水帯につきましてもですね、台風並みの初動体制をこちらはとらないかなと考えておりますので、早めの情報伝達、それから注意喚起を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。これからはですね、いち早く情報伝達のほうを

お願いしときます。防災に強いまちにつくり上げていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次にですね、9月議会でこころのケア、体調に関する質問をさせていただき、被災された方に寄り添っていただきましたことに感謝申し上げます。あのときは災害後のトラウマ症状で、眠れない、食事が通らないなどね、心身の疲れ、ストレスにうつ傾向に、パニック症だったり、当時は様々なこころのケアに、そして健康観察にだったり出向いていただき、そのあともですね、今も継続的にですね、家庭訪問なり電話なりね、してくださってるという答弁をいただきました。4か月が経ちですね、被災された方々に家庭訪問の必要な方は、元気を取り戻されているという認識で大丈夫ですか、今一度お願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

現在ですね、訪問のほうは取りやめており、電話での対応を保健師のほうが行っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 災害が起きたあとにですね、行政の皆様はですね、誰一人取り残さないでしっかりと対応してくださったことに感謝申し上げます。今の課長の答弁でいきますと、今は電話の対応で対応しているとおっしゃいましたね、もう自宅に家庭訪問はもうしないという認識でいいですか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 今のところはですね、もう9名の方皆さんはじゃなく、2、3人の方をそれぞれ電話で、2週間に1回程度相談のほうをしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） これからもですね、まだまだですね、私の中では家庭訪問も必要とされている方もね、いるのではないかと思いますのでですね、これからも引き続きですね、寄り添っていただくことをお願い申し上げます。今一度決意をお願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 分かりました。今後はですね、1回ずつは訪問のほうを行っていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。業務の忙しい中ですね、ちょっと御無理ばかり言いますけれども、寄り添っていただきたい、それが一番の私の願いであります。よろしくお願いいたします。

そしてですね、最後に中央公民館にある図書館の再建で、図書館のプロジェクトと聞いたことがありました。聞いたというよりもですね、多分SNSなんかで見たんじゃないかなと思うんですが、図書館プロジェクトとしてありましたので、そのとき私はですね、図書館がまた新しくで

すね、生まれ変わるんじゃないかなという認識でちょっと思っていたところだったんですね。今現時点で私はですね、図書館と言わせていただいておりますが、本当は図書室というのかなと思いますけど、今日はですね、図書館という名前と言わせていただきます。

災害が起きて中央公民館もですね、被害がありました。そしてたくさんの方々がボランティアに来ていただき、片付けに来られた中でですね、今、アイドルのA.B.C-Z、どっちだ、ちょっと分かりませんが、塚田僚一さんは分かるんですよ、塚田僚一さん、つかっちゃんと言われる方がですね、来ていただいてボランティアをしている姿をね、テレビの放送があったと思います。このA.B.C-Zの皆さんがですね、熊本でテレビ番組を持っていると思います。テレビ的に向こうが図書館プロジェクトと言って協力してくれてしているのかなという認識で今なったんですけどもね、新しく生まれ変わる図書館にですね、期待したところでちょっとあったんですが、まず一つちょっと質問します。

今回中央公民館もですね、被害に遭いました。まだまだ再建に向けてですね、時間がかかる中で、図書館をですね、役場の下ホールにですね、先にオープンさせたいと思った理由はなぜか教えてください。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

やはり被災後にですね、図書室を利用されていまして町民の方から、図書室の再開を望む声が複数ございましたので、そういう要望を反映して再開を、役場1階あるまちモールのスペースにて計画をしたところであります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 中央公民館でのね、もう一つですけど、図書の貸し出しでですね、利用者だったりとか、年間どれくらいの本の貸し出しがあるのか、月に平均でもかまいませんが、分かりますかね、ちょっと分かり次第で大丈夫ですのでお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今、手元に用意しております資料としましては、令和6年度の貸し出し数としまして、6,471冊、年間稼働しています日数が290日程度でありますので、1日当たり22冊ほどの貸し出しになるかと思っています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。図書館をですね、早くオープンを待っている方がいると思う中でですね、今、本棚の設置までが役場のホールの下に設置してあります。1月上旬のオープンですので、ちょっとここはまとめて質問させていただきます。

本をですね、本棚に入れるときは職員の方々にやられるのか業者さんにやられるのか、そのときにA.B.C-Zさんが来てですね、テレビが入るのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

A. B. C-Zのメンバーの方が、今月20日に先ほどおっしゃられましたコンサート時の募金の贈呈を町長のところにお見えになられます。その際、そういう何らかお手伝いをさせていただきたいという提案をいただいておりますので、その際、本を実際の書架になおすところも一緒にしたいと思っております。一応本の納品につきましては、職員を中心としてですね、今後仕方については考えていきたいと思っております。

以上です。

（テレビの放映はするのか。）

一応その際、テレビ局の取材もありますので、先ほどのTKUの番組で放送がなされるのではと予想しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 私のほうから一つですね、提案なんですが、地域でつくる図書館にしたらいいんじゃないかなとちょっと思ったところで、中央公民館のときにですね、学生さんたちが地域の方がボランティアに来ました。たくさんの方々がですね、今、図書館の再建を望んでおられると思います。そのときにですね、地域の方々、学生さんが一緒になりですね、本を本棚に並べることができたら、地域のみんなでつくり上げる図書館になるのではないだろうかとちょっと思っているところで、今回は1月のオープンというところで、もしかしたら時間がないかもしれませんがですね、現時点であそこの中央公民館ができたときに、図書館をまた引っ越すときがきたときにはですね、地域でつくる図書館で、そのときには協力、一緒にやってくれる方々に呼び掛けしてもね、良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） はい、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今、議員が申されましたように、公民館に戻る際、当然移動と、また図書をなおす作業は生じます。職員のみの対応では難しい面もございますので、議員の御提案がありました内容がどこまで可能かわかりませんが、そこも含めてですね、検討をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。是非とも検討していただきたいと思います。地域の方々と一緒にですね、学生さんも含めてですね、そうやって新しい図書館の再建にですね、少しでもこうやって協力できるなら、地域でつくり上げる図書館ができるんじゃないかなとちょっと思った次第で伝えさせていただきました。年明けのオープン楽しみにしております。

ちょっと時間がですね、まだあるのかな、まだね、ないかわかりませんが、次のテーマに移ります。

町の空調の整備の取り組みについて質問させていただきました。今ですね、玉東中学校体育館

については付いてありますけれども、玉東中学校の体育館に空調を付けていただき、生徒さんや地域住民の反応はいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

個人的に聞いたぐらいのあれですけども、やはり利用者数も少しずつ増えておりますので、好評ではというふうには感じております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） やっぱり年々ですね、暑さが増し、やっぱり熱中症が心配されることが多くなりました。今回空調の取り組みについてですね、たくさんのやっぱり保護者の方から、小学校の体育館には空調は付かないんですかとかいつも聞かれる中で、町長もやっぱり地区懇談会の中ですね、小学校の体育館に設置求められる声もたくさん聞いてきたと思います。

まず町長にお聞きします。今回ですね、小学校の体育館にですね、施設に先に優先して設置しようと思った理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

それは中学校に造って小学校に造ってやらんというのは、不平等ではないかという考え方のもとにね、学校を優先して付けると。町民体育館はそのあと、武道館もあとだという考えの中でやったんだけど、大水害があったのでちょっと体育館は付けないでよかったなと思っています。いろいろ設備をすればあとの管理が今度は管理がかかってまいります。そういうことも考えながらやっていかないかなんかということを思っておりますけど、早速予算化しようと、設計費をですね、議会の同意を得れば来年は空調が付くと、この前、中学校に行ったときにそのことを言ってきましたので、有言実行でやりたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今ですね、中学校に空調が取り付けいただきですね、次の取り組みでですね、まだ何年も先だろうと、空調が付くことはですね、だから次の取り組みまで何年も先だろうと思ってですね、今回ですね、これからちょっとお願いしていかないかなんかと思ってですね、今回質問をさせていただいたらですね、もう小学校の体育館を計画していただいていると言われたので、本当びっくりしたところで、行政のほうにいつも先に一本取られる、そんな感じのところでございます。

小学校の体育館もですね、やっぱり授業だったり、地域のクラブ活動だったり、地域の行事等でいろいろと使われると思います。今年の夏からですね、新たに体育館にですね、暑さ指数という温度計が置いてありまして、31℃以上だったら運動は原則中止とか、28℃以上から31℃未満は厳重警戒、激しい運動は中止、スポーツをですね、習わせる保護者の方々もですね、シビアになりすぎている状況で、指導する側もですね、一歩間違えたら熱中症にならせてしまうリスクがありますね、今回小学校の体育館に空調の計画の話聞いたことは、本当にうれしく思っていると

ころでございます。また小学校の生徒たちもですね、暑い時も寒い時も授業に集中でき、先生たちも安心して教えていける環境になるだろうと思います。体育館の空調にまたね、細かいところは、体育館の空調のところも今はもう現時点で空調の計画を立ててくださっているということでお聞きできましたので、また予算のほうにですね、計上されているというところをお聞きしましたのでですね、このことについてはまた予算書のほうを見ながらですね、今後の計画等もちょっと聞けていけたらと思いますので、この質問も終わらせていただきます。

最後にですね、子育て支援のところで、まだ時間のほうはだいぶ残っておりますでしょうか。子育てされておられる方々からね、聞いたことでございます。私はたまにですね、つどいの広場をのぞいて、そこにおられるスタッフの方々だったときとかですね、遊びに来られている保護者の方々とね、子育てのお話をさせていただきながらですね、やっぱりこのつどいの広場がですね、玉東町にとっては子育ての支援の原点の始まりじゃないだろうかと思っているところでございます。

玉東町でですね、子育てされるお母さんたちの声をですね、今日はひとつ取り上げさせてもらったんですが、課長のほうからもありましたように、子育て世代のニーズを的確に把握するために、アンケート調査などはされておられますので、保健こども課さんのほうでもいろいろとアンケートを取られておられると思う中で、その中でこうやって情報をね、共有しあっていると思います。

今回誘致に関してですね、最初に答弁いただいた中で、本当にね、町民の皆様の聞いたことをね、期待にこたえるべくね、本当によく働いてくれているということは本当に伝わってきます。なかなか実現に向けてですね、課題がたくさんあるんだなと思いながら聞かせていただいたところでありましたけれども、これは今、近くスーパーマルエイさんとか、そういうところにはこういうのを、ちょっとオムツだったりとか離乳食等とかをですね、置いてもらうということの願いはできないんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

今回ですね、功刀議員から御質問いただいて、私もですね、実際町内でこういったベビー用品を置いてもらえそうな可能性のある所をですね、行ってきました。実際マルエイも見てきましたんですけども、介護オムツは置いてあったようです。基本マルエイさんというのは生鮮スーパーですから、お願いしてみてもですね、最終的にどういう結論になるか分かりませんが、お願いすること自体は可能であるかというふうに認識しております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） もしですね、可能であればちょっと1回でもですね、聞いてみるのも可能なのかなと、お願いするのはできるんじゃないかなと思います。役場1階にテナントが入れば一番本当にいいんですがね、企画財政の課長の西浦さんはじめね、職員の方々も、やっぱりゆめステもそうだし、役場1階のテナントにもね、今、力を入れてね、誘致に向けてやっぱり取り組んでいることは分かりましたので、安心したところでございます。

アンケート調査の中にですね、ドラッグストアだったりですね、やっぱりその中にスポーツジム、今でいうならチョコザップとかですね、そういうのをですね、持ってきていただけるとですね、やっぱり喜ぶんじゃないかなと、町民の方々はとちよつと思うところであります。

そして私が西浦課長とちよつとプライベートで話する中で、もう1階のテナントは新しい玉東町の図書館を造ればいいんじゃないですかて僕がね、ちよつと冗談交じりで言ったことがありましたが、西浦課長のほうの答弁はね、やっぱり諦めないで、もがいてもがいてもがいてしっかりと誘致に力を入れていくということをね、お聞きできたのでですね、だからまたしっかりと誘致に力を入れていただきたくですね、やっぱりみんなの声をしっかりと聞いていただいているという思いは伝わってきておりますので、今一度ちよつとそれについて、誘致に力を入れるという決意をですね、述べていただけたらと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

1階のテナントスペース、空いってよかったと、これがスーパーが入ったとったら、この線状降水帯のきたときの対応ができなかった。不幸中の幸い、今、今度は図書館をするようになった、災害のときはものすごくあれがためになった。図書館と体育館は来年いっぱいかかるだろうと、修復に。そういう中で物事を考えていくときに、1階のスペースは今の図書館のスペースでやっていかないと、その後ですね、スーパーをなぜ入れるかと、買い物難民をつくりたくない。やっぱこの近辺は住宅街になってくる。農地はおそらく耕作放棄地になってくる。耕作放棄地になったら、もう3年も待たずにイノシシ畑になると、そうなったらいかんと。やっぱり住宅街にしたいと思っていますので、そういう人たちの買い物の場所はここが一番近いと。昔は地域に小さな店がいっぱいあったけど、小部落でも2軒もあったところがある。買い物は困らなかったと。ところが車社会になって、みんな遠くに買い物に行くようになって、地元をつぶしてしまったと。やっぱりそうなってくると、若い人がよけいおれば、若い人はよそに買い物に行く、お年寄りには車に乗れんようになったら歩いて買い物にいかん、そういう買い物難民をつくりたくないということで、この1階にはスーパーを入ると、これは最初の私の計画だった、それは貫いていきたいと。

それからゆめステーション、ゆめステーションも然り、今は空いているからですね、オレンジはあとが毎日使っとる。以前よりも利用度は高いわけ、今が。やっぱり建物を造ったとったら、何かのときにためになることがあるわけですね。幸いに線状降水帯がきて、それを対応ができていけるわけ今は。これが終わったらちゃんと元の計画通りにやっていきたいと。常に終わったときに入ってくれる人を探しております。それは企画課もやっていますけど、私自身もですね、トップセールスで今からやっていきたいと。1年後だもんだけですね、なかなか難しいところもありますけど、是非期待に添いたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今、町長からですね、強い意志、トップセールスという聞けたので、本当に町長も頑張っていたきたいと思います。誘致を本当よろしく願いいたします。

最後にまとめます。今年最後にですね、貴重な時間をいただき一般質問をね、機会を設けていただき誠にありがとうございました。再度質問しました水害に対する備え、現状と今後の対策についてですね、町長はじめ各関係各位の課長さんから答弁いただきありがとうございました。

町民の安心して暮らせるまちづくりを進めていただきたいと思います。小学校体育館の空調の設置の計画につきまして、子どもたちの成長は待ったなしであり、町の未来を担う子どもたちが快適な環境で学習できることは、町の未来にとっても重要な投資だと考えます。

ドラッグストアの誘致についてですが、子育て世代だけでなく地域住民の生活を支える重要なインフラだと考えます。前向きな御答弁をいただきました。本当にありがとうございました。

むすびになります。町長はじめ職員の皆様には、日頃より町政の発展に御尽力いただき、感謝申し上げます。今後もね、町民の皆様の声に耳を傾けていただき、住みやすい魅力あふれるまちづくりにね、進めていただきますよう切に願っております。

本日はありがとうございました。終わります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質問を終わります。

ここで10分ほど休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次、9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 2番目に質問します吉住です。2問ほど質問します。

まず第一に、ふるさと納税の現状は。

我が町の貴重な自主財源であるふるさと納税は、9月議会では8月末での前年比130%ということでしたが、その後システムが変わりました。その後の状況と返礼品の上位は何ですか。

2問目、年末年始における国県の生活支援は。

7月の参議院議員選挙では、多くの党が国民の生活支援を掲げていました。しかし現状はガソリンの価格を下げるくらいです。町長が11月に全国町村長大会に出席されたと思います。その会場には高市総理が出席されていました。あいさつの中で、地方や国民生活支援についてどのような話をされましたか。また、年末年始の生活支援を国や県は何かをやってくれますか。

答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

高市総理はですね、11月19日に開催された全国町村長大会に来られんど言いよったけど来てくれました。その中で、現在の物価高、これを一番心配されておってですね、国民の生活を守る、これが第一だということで、生活安全保障を最優先課題として取り組むということでした。その一環として今回の経済対策では、重点支援地方交付金を拡充するとの趣旨を述べられました。

また政府は、11月28日に令和7年度補正予算の概算について閣議決定を行っております。この補正予算では、総合経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に2兆円、うち食料品価格の高騰を踏まえ、1人3,000円とする特別加算分4,000億円を含むが処置されているほか、子ども1人当たり2万円を給付すると。子育て応援手当として4,000億円が計上されている状態です。

本町におきましても、今年度の物価高騰対策として、本年6月に第8弾となる町内買い物券事業を実施したところであります。今般、先ほど申し上げましたとおり、国において物価高騰対応重点施策地方創生臨時交付金が財政措置として予定されている状況を踏まえ、本町としましては町民の皆様の暮らしを支える観点から、再度第9弾の町内買い物事業を実施し、物価高騰への対策を進めてまいりたいと思っております。

これは各地区の座談会の中ではですね、質問が出ました。この物価高騰対策について、買い物券配布は年末はどう考えとるか。その段階ではですね、財源これがですね、やっぱりはっきりしてなかったということで、財源がないところにはやれないということで、そのときはですね、状況を見ながら判断したいと言ってまいりました。

その中でですね、こういう高市政権の政策の中を踏まえて、年内には間に合わないというけど、2月1日に配布を考えてみたい。しかし、それをするには皆さん方了解が必要です。専決処分をさせていただければ。この議会には間に合いませんでしたけど、臨時議会で対応していきたいと思っておりますので、臨時議会で予算計上するときには、御承認のほどよろしくお願いしたいと思います。

あとですね、企画課長のほうから、ふるさと納税については詳しく説明させます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、9番、吉住議員御質問、ふるさと納税の現状についてお答えいたします。

まず、今年度の寄付実績について御説明いたします。

令和7年度における本町へのふるさと納税寄付額は、11月末時点で約8億600万円となっております。これは前年度比で117%であり、金額にしておよそ1億2,000万円の増加となっております。

次に、月別の動向について申し上げます。本年10月からポイント制度が廃止されたことを受け、その直前の9月には駆け込み寄附により寄付額が大きく伸びましたが、その反動として10月及び11月の寄付額は逆に大きく落ち込んでおります。寄付額の推移全体を見ますと、募集経費50%ルールが厳格化された令和5年度の動きと近い傾向を示していることから、令和7年度の最終的な寄付額は、おおむね10億円前後で着地するものと見込んでおります。

続いて、寄付額が多い返礼品の上位5品目についてお答えいたします。寄付額ベースでのカテゴリー別ランキングとなります。第1位は米、約3億3,500万円、2位が馬肉、約2億6,000万円、3位が梨、約9,500万円、4位がハンバーグ、約4,200万円、5位が飲料水、約2,700万円です。

以上でふるさと納税の現状に関する答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 9 番、吉住貞夫君。

○9 番（吉住貞夫君） 質問の順番に沿って、まずふるさと納税についての質問をします。

9 月議会で西浦課長の答弁にありまして、9 月でポイント制が終わるから、その後がどうだろうかというようなことでしたけども、やっぱり心配したとおり、10 月以降が納税額が落ちてきているということでした。

そういうことで、課長の見通しとしては、今年度ほぼ10億ぐらいいくいんじゃないかという見通しですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9 番、吉住議員の御質問にお答えします。

先ほどですね、答弁でも申し上げたんですけども、今年度の推移がですね、令和 5 年度の推移とすごく酷似しております。最終的には令和 5 年度が 9 億 5,000 円ぐらいで着地しておりますので、今回見通しとしてはですね、10 億前後になるだろうというふうに見込んでいるところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9 番、吉住貞夫君。

○9 番（吉住貞夫君） これまでどおりの取り組みをしていたら、やっぱり課長の考えるような形だろと思いますけども、前年と違ってまた今年度そういう10月からシステムが変わるということで、今年度になってのふるさと納税をしてもらうための取り組みというのは何かしていますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9 番、吉住議員の御質問にお答えします。

従来どおりの取り組みに加えて、寄付額を最大化を図るために新しい取り組みをやっているかというような御質問かと思いますが、正直申し上げまして、具体の取り組みは今のところ行っておりません。ただ、それに向けてのですね、調査研究という部分は今やっているところで、こちらも実施の途中であるというふうに御認識いただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 9 番、吉住貞夫君。

○9 番（吉住貞夫君） 町の発展や町民の幸福度を上げるための取り組みというのは、やっぱり財政あつてのことですから、国や県の支援をいただきながら、我が町の自主財源もそれに加えて取り組みをやっていくということでは、やっぱり町としては自主財源をとにかく増やすというところが一番大事だと思います。

町長も 1 月の選挙においては、公約もいくつか掲げられて、この 4 年間に取り組むということで考えておられますから、それを実現するためにはやっぱり財政なんですよ、そういうことで、今後も今のまま右肩下がりの納税にならないような形で、新たな取り組みをですね、これは全国の他市町の中で、やっぱり納税額を増やしているところもあるわけですよ、そういうのをしっかり研究されて、何が原因で増えていっているのかというのをやっぱりつかんでですね、良いことは即取り入れて実行したらいいと思いますので、そのへんをしっかり研究してもらいたいと思います。

じゃあふるさと納税についてはそういうことで、今後もしっかり取り組んでください。

じゃあ2番目の、年末年始における国県の生活支援はということで、先に町長から答弁もらいましたけども、政府が11月28日に閣議決定して、重点支援交付金を各市町村が自由に使えるということで、予算を組むということで言われたことを町長も理解されて、それを予定するということで、ちらっとふるさと納税のことにふれられましたけども、実は、前田町長は就任当初から、年に1回各全地区の地区懇談会をやられてきたわけですけども、やっぱりこの人間社会に対応するというのが一番大事なことで、そういうことで町長もやってこられたと思いますけども、いかんせんほとんど平日の夜にやるということで、若い世代の方たちとの対話ができないということで、町長も非常に若い世代の人たちとの対話を模索してこられたと思いますけども、そういう中で、私は町区に住んでいますけども、町区は秋に地区の球技大会をやっております。そこには非常にお年寄りから若い世代まで参加されるということで、そしてまた午前中にそれをやって、昼からは地区の公民館で懇親会をやるということで懇親を深めていますけども、そういうことで昼からの懇親会をやる前に町長に来てもらえば、そういう若い方たちとの対話もできるということで町長に話したところ、私が行きますということで、11月23日の昼に町長が来て対話をされましたけども、そういうことで、今回の町区での対話については、町長はどう考えられていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

なかなか若い人は来ないということですよ。やっぱり以前、第1回目をやったときに、猪の鼻団地は、自分たちだけは別にしてくれということで、猪の鼻団地の公民館に行きました。ところが来たのは12、3人です。もう2回目からは「いいです」と言われました。若い人は関心がないんですね、関心がない。やっぱり若い人が、ほって議会も若い人が出てこないということですよ。若い人がもう少し関心を持つように何とかならんかなと思いますけど、それはやっぱり教育だと思います。教育、やっぱり社会教育、学校教育、この中でやっぱり社会は自分たちが創るんだというのをですね、社会科の中で、道徳教育の中で教えていく必要があるんじゃないかと。やっぱり若い人との対話をしたいと。学校の児童会との生徒会の議会もやってみたいと、しかし、生徒会の議会は以前やりたいと言うたですけど、学校側が対応できないんですね、学校側が、やっぱりそこを改革せんといかんのじゃないかなと、関心をそこから持たせないかんのじゃないかなと。町区であっても小さい子どもたちが来とったからですね、この子どもたちが育ったときは違った形になるのかなと思ったぐらいです。やっぱり年配の人は半分近くは年配の人が来とったということですね。中間層が来ていない、親の世代がですね。そこをどうするかというのは、やっぱり小さい子どもたちからの教育だと思っております。そういう感じを持ちました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 質問の内容は生活支援ですので、地区懇談まではいかないようにしてください。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） こういう途中があってつながっていきますので。

今年はたまたまですね、11月23日というのは、22日が土曜日、23日日曜日、24日祭日というこ

とで、ちょうど連休の中ということで、例年はですね、若い世代もっと倍以上ぐらい参加してくれるんですけど、今年は特に少なかったです。そういうことで、町長も少し残念なところはあったかと思いますが、私が言いたいのは、そういう町長が若い世代の人たちと対話したいから、各区長さん、区にですね、それぞれ何かそういう若い世代の人たちを招いた何か取り組みをされているところがあれば、そういうのを利用してですね、その場でそういう対話をしに行ったらいいんじゃないかと思いますが、そのへんどんなですか。

○議長（松尾純久君） だから、ちょっと逸れてるから、生活支援のお尋ねですから、そこに直接つながる問題なら許しますけど。

いやいや、その場でね、ニーズを聞くことで生活支援につながっていくんですよ。だから話を聞かんことには、どういうニーズがあるかというのは町長につかんでほしいんですよ。

じゃあそういうことで、私が言わんとしていることは分かれていると思いますので、そしてですね、11月23日に町長が対話に来られまして、町長のほうからあいさつがあって、いの一番に、今年は玉東町では6月に町内買い物券を実施しましたので、今年の年末年始は買い物券はやりまして町長が最初に言ったもんだから、皆さん非常にくつとこられてですね、非常に失望されたところもありました。

町長が帰ったあと懇談会の中でですね、やってほしかったなあという声があがったことも事実です。これは町内をまわってもですね、今年はないんだろうか、年末年始の町内買い物券はないんだろうかという非常に声をかけてもらうんですけど、今、私が聞くところでは、今年は難しい感じですねというような答えをしていましたけども、しかし、状況はその後変わってまして、町長も言われましたとおり、11月28日に閣議決定で重点支援の地方交付金を、各市町村が生活支援のために自由に使っていいという方針が出ました。

その中でですね、4,000億円、これお米券を盛んに農水大臣は就任当初から言われていますけど、このお米券については町長どんなに考えられていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

お米券は農家を支えるという意味でお米券というのを出したんじゃないかなと。そして米が高いという、これは米離れするんじゃないかという心配があります。そういうところをですね、カバーするためにお米券というような発想を持ったんじゃないかなと思いますけど、お米券は絶対やらないというところも出てまいりました。

私としてもお米券、米屋は何軒しかないんですね、ほかのものは買えないということだから、それじゃやっぱり経済対策にはならないということで、お米券としてではなく、共通買い物券という形で私は考えております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 国民はですね、生活防衛ということで、この5,000円からする新米あたりをですね、とても買えないということで買わずに、古米やほかのもので生活していくという形ということが国民の意思だと思います。そういうところにお米券を使ってね、米を買ってもね、ま

たこのお米券が、500円の金額に対して、実際は440円しか買えないということもあります。そう
いうことで、そのへんは町長も十分わかられていると思いますけども、是非この玉東町では、お
米券じゃなくて町内買い物券という形ですね、実施をお願いしたいと思います。

それで実施としては2月の最初にはできるようにということで、あとは議会に振られましたの
で、そのへんは議員の皆さんたちにも御協力をいただきたいと思いますけども、2月の当初から
発行できるようによろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の一般質問を終わります。

ちょっと時間が中途半端ですが、20分じゃ終わらないでしょう。

（20分じゃ終わらんでしょうね。）

では休憩します。午後は1時より再開します。

休憩 午前11時40分

再開 午後0時58分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 新役場庁舎について、今日は最初の質問者から少し質問、答弁があり
ましたが、通告どおり質問いたします。

1、1階民間テナント誘致の現状について、2、令和5年度の1階テナントの収支の見込みに
ついて、3、今後の対応についてどう考えておられるか、以上、町長に伺います。

（今、原稿と違うから、これには令和7年度で書いてあるけど、今、5年度と言ったんじゃない。
い。）

令和7年度です。

（5年度で言われたからね。）

そうですか。

（いいですか、7年度。）

7年度です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問には、担当課長より答弁いたさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、3番、大城戸議員の役場庁舎にかかる、1階民間テ
ナント誘致の現状、収支状況、今後の対応の3点について御質問をいただいておりますので、そ
れぞれお答えいたします。

まず1点目、1階民間テナント誘致の現状についてお答えいたします。

役場庁舎1階の民間テナント受け入れスペースについては、区画を大きく二つに分け、A区画を飲食料品小売店、B区画を金融機関として公募により募集を行ってきたところです。その結果、本日現在、B区画については、株式会社肥後銀行様に御入居をいただくことができておりますが、A区画については未だ応募を得られていない状況であります。

町としましては、A区画の入居を得るために、これまでに1、貸付料を3年間半額とする措置、2、1平米当たり1万円の入居支援金の創設、3、A区画の全てではなく部分貸しを認める措置といった、入居を促進するための対策をとってきました。併せて、じっとしていても入居が得られない状況を踏まえ、町側からのアクションとして、これまでに約40の事業者には、1、文書による情報提供、2、直接訪問による営業活動、3、各事業者のホームページを通じた物件情報の提供など行ってまいりました。

この町側からのアクションにより、興味をお示しいただき、しっかりと検討いただいた事業者様は複数ありましたが、結果としては入居が得られておりません。これまでに接触した大規模な事業者様から得た意見によると、3点ありまして、一つが、国道から店舗が見えにくいこと、二つ目、売り場面積として利用できる面積が小さいこと、三つ目、商圈人口が十分でないことなどが課題となっているようです。また、小規模な事業者様からは、人材不足、あるいはコストに対する将来への不安などの声を聴かせていただいております。

なお、B区画の肥後銀行様は、令和7年1月27日から営業を開始されておりますが、営業開始と同時に来庁者数が大幅に増え、庁舎に活気が生まれております。また21時という遅い時間まで利用可能なATMも好評を得ている次第であります。

次に、2点目の令和7年度の収支について説明申し上げます。

収入としては、家賃収入による貸付料収入があげられます。支出としては光熱水費がありますが、光熱水費に関しては、使用量応分を入居事業者様に御負担いただいておりますので、収入に関してのみ申し上げます。

現在B区画のみの入居となっておりますが、B区画は年額268万8,000円の貸付料となり、当初の3年間は半額の措置としておりますので、年額134万4,000円となります。この134万4,000円が令和7年度の収入となります。

最後に3点目、今後の対応について申し上げます。

1点目の1階民間テナント誘致の現状の説明の中で申し上げたとおり、A区画の入居が得られないことから、新たな対策を検討していたところ、8月10日未明からの大雨災害により、中央公民館が床上60センチの浸水被害に遭いました。これにより中央公民館内に整備していた図書室も壊滅的な被害に遭い、図書においては蔵書の約半数が水没し、本棚等も使用不可となりました。そして、現在も町民の皆様に文化、教育面で欠かすことができない図書室という公共インフラの提供ができていない状況にあることから、図書室の整備が町の喫緊の課題となっております。この状況を受け、当面の間、庁舎1階民間テナント受け入れスペースA区画を、仮設図書室として利用することを決定いたしました。

現在、庁舎1階民間テナント受け入れスペースのA区画において、本棚の設置や図書の調達、

配置といった準備を進めており、来年1月中には仮設図書室として再開する予定としております。この仮設図書室の設置期間は、中央公民館が復旧し、図書室の機能移転ができるまでの期間を見込んでおり、計画では令和8年度末までを予定しているところです。

この仮設図書室の整備により、町民の皆様に対し、知識の収集、自己研鑽や憩いの場として必要となる図書室という公共インフラの提供が可能となるだけでなく、町が目指した寄りやすい役場としての効果もいっそう高まるものと期待しております。

なお、仮設期間終了後は、本来の機能である民間テナント受け入れスペースとして活用していく計画であるため、仮設期間においても引き続き公募を続けていく計画であることを申し添え、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今、答弁いただきましたが、1、2、3分けて質問いたしましたが、これからちょっと前後するといけませんので総括して質問したいと思います。

現在の状況は、皆さん御承知のとおり、銀行、それでテナントはまだ入っていないという状況でありまして、現状をちょっと聞いたわけですけど、ご覧のとおり状況ということです。

それで、応募については、先ほどいろいろアクションをかけているということと言われましたように、応募のいろんな仕方とか、応募の内容とかは今、言われましたとおりということだと思いますか。続行中ということですかね、応募をですね、その状況で。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

初回公募においてはですね、特段町からのアクションは起こしておりませんでしたけども再公募についたときにはですね、再公募の際は17社に対して町のほうからですね、文書による情報提供をしております。

昨年11月からの再々応募以降におきましては、また町からの貸付料半額であるとか、入居支援金を創設したので、そういった優遇措置を設けていましたので、そういった情報提供をまずやって、今年度の4月から県内のスーパーあたりに直接訪問してから対面による営業をやったりとか、あるいは各事業所、自社のホームページにですね、物件情報をもらう、収集するような入力システムがありますので、そちらを通じてですね、玉東町の一階、民間テナントに関する情報について状況提供して、営業活動を行ったというようなことです。現在は水害によってですね、今、仮設図書室のほうは進んでいるので、ちょっといったん営業活動のほうはですね、休止をしているというようなところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 状況は分かりました。頑張ってくださいと思いますが、いろいろこれから先もちょっと質問しますが、収支について、先ほど言われまして、今のところは銀行だけが入居して収支が令和7年度の来年の3月いっぱいかな、それとも12月で切られますか。年度で集計したところで134万4,000円ということと言われましたが、一番当初この役場の庁舎の計画

で、1階テナントで2区画が銀行、あと4区画を民間テナントという計画でして、我々にも議会にも報告されましたが、当初の計画は、6区画での収入はいくらになったのかな。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、ちょっと詳しい資料を持っていないんですけど、B区画の銀行が約20万で、A区画の飲食料品小売店が40万ちょっとで、トータル60万から70万の間だったというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 70万ぐらいというのは、例えば6区画で1年間の合計はということを私は聞いているんですけど。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、申し訳ありません。今の60から70万というのはですね、月額ということです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） ということは640万ぐらいということでもいいんですかね、年間、大体そのくらい。4区画もですね、全部同じじゃなくて広さと場所が違うので、14万から16万ぐらいだったと私ちょっと記憶があるんですけど、平均して1区画は15万ぐらいだったかなて、それで4区画で60万になつてほしいね。じゃあ240万じゃなくて640万ぐらいがですね、

大体でもいいんですけど、当初計画で、計画どおりにいくとが当たり前ですからですね、貴重な財源を使つての大きな事業ですから、目標が640万は要る予定で建設して、実際134万4,000円しか入金しないということはですね、これは町長も財政課長も640万ぐらい入ってくるから、12年で償還して13年目から黒字に転ずるということを何回も聞いていますが、しかし計画どおりにいかないで、収支がこんなに違えば、建設には積立金等、それから町債は借入金ですよ、だから借入金にはまた利息も付きますよ。そういうことでこれだけ差がするならば、今後の町の財政に、あるいは町の運営に相当影響すると思いますが、どう思われますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、先にですね、ちょっと貸付料の訂正をさせていただきます。手持ち資料ありまして、約80万ほど月額入るようなところですよ。

今、大城戸議員おっしゃったようにですね、確か令和5年の議会の中でもですね、将来の試算として、13年ぐらいでチャラになって14年目からは黒字というような確か説明をしていた記憶もあります。ただ現状ですね、ご覧のとおりB区画しか入っていない現状にはありますけども、ただ一方で、銀行さんが入ってきてくれてですね、ATMとかの設置とかによって、来庁者のほうもですね、増加しているのかなと思っております。単なる収支だけではですね、ちょっと今現状はマイナスですけども、こういった住民サービスの向上とかいう部分もですね、評価いただければというふうに思うところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 大きな事業は本当に計画をしっかり計画してするということで、うまくいくとが当たり前のことですよ。しかしうまくいってない私、現状思いますので質問しているんですよ。まだこれからどうするかということで対策もせないかんことで、これは大事ですけど、その前にちょっと聞いているんですけど、計画の段階でですね、国の予算が1階については2分の1の補助金があるからということで建設されましたが、もしですね、テナントが入居なかった場合は、国の補助金はどうなるんですかて私が聞いたときに、課長はこう言われてるんですよ、テナントの入居がなかった場合は、企画課長はですね、「国のほうに返還することはあり得ないと認識している」と言われましたが、本当にそれは確認されているんですか。ちょっとそれをお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 大城戸議員の質問にお答えします

最初の2人の一般質問の中でいろいろと説明したことは聞いていましたか。

（聞いていますよ。）

今、何に利用していますか。

（またそれは町長にまた聞きますので、またそれは一般質問を聞きます。）

今、何に利用しとるかを考えていただきたい。ちゃんとね、物ば見きらないかん。物事はね、一つの方向だけで見たらいかん、全体を見てみないかん。今、1階が空いとることでね、今年の線状降水帯が起きたとき、空いとるスペースをものすごく活躍した。そういう利用もできたわけよ。そして、今、商店を入れる予定のスペースをね、ずっと誰も入らんだった場合返還せなんか、それはない。ちゃんと募集をしていけば。今、何に使うかというのをね、国に使用目的の変更届を出しておる。一時的に図書館として、災害対応として利用したいと。それをやってるわけよ。そのスペースがなかったら図書館のスペースはできなかった。そういう利用をしている。

それとゆめステーションは、オレンジはあとクラブが以前よりもまして今が使っている。そういう使い方ができているんです。それをね、批判されたらたまったもんじゃない。物事は大きく見てもらいたい。一般質問でさっき質問があって答弁したこと、それをしっかり聞けばね、いろんなことは分かるはず。

以上。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応私もですね、庁舎の問題については質問をして考えてきましたので、一応ですね、順序を追って質問を聞いているので、私が聞いて答えてください。

あのですね、まず今、企画課長に最初のこの計画を設計計画の段階のことから、まずちょっと検証して、それをですね、そしてその後現状と、それから今後の対応とか、そういう形で聞いていくつもりなので、町長にはしっかりとですね、また質問を町長今、言われました件についてですね、ちょっと詳しく私は聞きたいと思いますので、じゃあですね、町長に聞いてもいいんです

けど、順序としてですね、今、町長が言われましたことには、私が答えるという形でいうか、それでまた私が町長に聞きますので、まず、もしも入居できなかった場合には、国への返還、そのへんはどがん、確認できとっですかね。

(それはないと、ないと。)

(さっき言うたたい。)

いやいや、ほっだけんまた、本当に確認されたんですかね。

(ないとという答弁ですからないんでしょう。)

しかしですね、そういうことがもしもあつたらですね、どこの町でもそういうことをして補助金もらって、違う会社のオフィスとか入れるでしょうが、本当にそういうことが国に聞かれとっですかねて私ちょっと聞いているんですよ。本当にそういうことは確実にテナントが入らなくても国に返さんでよかですねて聞いているんです。

○議長（松尾純久君） 詳細にわたってちょっと説明を。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員に再度答えますけど、現在進行形、現在進行形、ずっと進行形ずっと、今、一時的に図書館として利用しているから、目的外使用の許可を得ている。これが終わったら進行形だからスーパーを入れるようにするわけよ、最初の目的どおりに、ほっで返還があり得んと、分かった。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 分かりますよ、私が聞いているのはですね、今まだ町もあきらめていないから、先ほど課長が言われましたように応募しているということですから、もし、もう応募してもテナントは難しいということで、もう入らないということで、違う何かを1階に使った場合には、国からの補助金は返さんでいいんですか、確認したのですかてちょっと聞いているんですよ。分からないなら分からないでいいですよ。

(確認してから言いよつとだけん。)

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。今、同じことの繰り返しみたいだから、今ちゃんとテナントは目的外使用の許可は得ているということですから、今現在はそういうことは無いということだから。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それは分かっております。今現在はまだ今から、今も募集しているんですから、それは進行しているから。

(いやいや募集は今、休止しているという答弁でしたよ。)

多分そのままて思うですよ少しは、休止じゃないと思うんですよ多分。

(僕の営業活動は今、休止しています。)

だから、もしも続いて、5年先、10年先にもう無理だということでそれが来なかった場合に、10年先ぐらいに返還しないでいいんですか、そのあたりは聞いているんですかて、私が1年ぐらい前に聞いたときには、返さないでいいと思いますということだったので、本当に返さないでい

いんですかて確認ばしてるんです。

(だから独自の判断じゃなくて、国の判断は得てるんですかという質問じゃないんですか。)

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 何べん言うたっちゃ分からんのかな、3番、大城戸議員、今度はしっかり聞いてくれよ。

(今じゃないんですよ。)

変更契約をする場合は国に申し出て許可を得ないかん。今、図書館に利用したいから、一時的に使用許可をだしてくれというて許可をもらった。これが終わったら継続して業者を探す。これが終わらん限りは返還はないということよね。

(そらそうですね。)

分かった。

(分かります。)

ほんなら何もないじゃかや。

○議長（松尾純久君） だから国から許可はもらったんですかと。

(ちゃんと申請してもらっています。)

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今は申請してもらっていますので継続していいんですけど、もう1年、2年後に図書館が元に帰った、それからまだ募集ば続けている、続けていて、5年先、10年先に、もうテナントが入らないということが決定したといに、1階が空っぽの場合は、来なかった場合には補助金は返さんでいいんですか、確認したのですかてちょっとそれば聞いたんですけど、分からないなら、確認してませんならしてませんでよかったですよ、されましたかて聞いているんです。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。目的外使用の許可は得ていますかて私が聞いたら、取っていますということですから。

○3番（大城戸廣澄君） 町長が仮に1年、公民館から図書室を設けたから許可をもらっているという、それだけの町長の答弁ですけど、私はその後がなった場合のということで聞いているんです。

○町長（前田移津行君） はいはい、もう一回答えてやる。分からんもんには、一遍言うて分からんもんには百遍言えていうてあるけん。

3番、大城戸議員の質問に答えます。

終わったらまた元に戻って継続して探すと言っているわけです。探す限り返還はない、分かった。もうやめると言えば返還せなんかもしれんけどやめないから。

(私はもうちょっとだいぶん町長と考えのずれがあるけんですね。)

○議長（松尾純久君） 町長とも指名してないんだからまだ。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） もうちょっと少し言って、また町長にはそのあたりも、あのですね、

令和4年の5月の10日にですね、皆さん御存じのように役場庁舎建設基本構想が発表されていますね、発表されています。その中にはどういうことを書いてあるかということですね、第6次玉東町総合計画策定の際に実施した町内全世帯を対象にした町民アンケートでは、特に店舗を求める声が最も大きいことが明らかになりました。そしてこれにこたえられる場所、町内で考えた場合、現在の役場庁舎用地が208号線に面し、住宅地に囲まれ、駅も徒歩圏内にあるという三拍子そろった好立地であると考えられるため、官民複合施設を検討しているということでした。

その後にすぐですね、企画財政課長もですね、今回1階が民間テナント、2階、3階が行政機能の官民複合施設ということを決めた背景は、令和2年度実施した町の総合計画をつくる際に、町民アンケートした結果、圧倒的に庁内施設が欲しいという声があったもんですから、そういうことで官民複合施設を覚えていますね、そう言われて、この役場庁舎の庁舎するとき、調査等、一番決定するときの大事な時期に、このアンケート調査というのをですね、アンケート調査が、いわゆる2年前の令和2年のアンケートですもんね、それを私しきりに言ったんですけど聞いてもらえなかったんですけど、令和2年度のこれ私が今、言いましたように、令和2年6月実施のアンケート、町の総合計画を発表されたのは令和4年の5月10日、2年のずれがあるもんですから、アンケート調査されたときは栄屋がやめて、マルエイがまだ来る前のあそこは空き地だったときで、町民みんな、議会も私たちもスーパーを誘致してほしいというお願いがいっぱいあった中で、その2年後にこの町の総合計画、令和4年5月、そのとくに役場庁舎の検討会が一番盛んな時期で、それで、そういうスーパーは要らないというような時期に、あのですね、財政課長も町長も覚えておられると思いますが、町民の6名の人から要望書が、役場建設について要望書がでたのをですね、町内にスーパーが3店舗、コンビニが1店舗町内に、そのときもありました、今もあります。だから、店は必要ないということで要望書を6名が出しておられます。それについて町のほうからの回答は、回答書はですね、国道208号線は1日交通量が2万3,000台超となっていることから、商業、サービス業を展開するうえで、国道線上の土地を有することは言うまでもありませんが、町有地でこれに該当する土地を考えると、玉東町役場敷地が一番挙げられる。役場にはですね、国道208号線があり駐車場用地が余裕があり、住宅地に囲まれており、駅まで徒歩圏内、経済活動を展開するには有利な土地であると考えられます。

こういうことを回答書で6名の方に役場からやってあります。その役場の考えと町長の考えがずれてるわけですね。何でかという、現状は、もうそのころはですね、町が計画したころは、町民の方は必要ないってみんな言われましたので、ちょっとずれがあったわけですよ。

それでアンケートを中心に必要だからということで決定をされたんですが、アンケートは2年前にアンケートであってアンケートのあとにマルエイができて、店は必要ないという状況になったんですよ。だからマルエイができたので事業者も来ないんですよ。だからそういうことを今ちょっと言いましたが、そういうことが今まであってきて現状がある中で、現在の感想として、判断とかちょっと見込み違いではなかったのですかということひとつお聞きします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 3番、大城戸議員の御質問にお答えします。

今のですね、御質問に対する回答もですね、これまでに何度かお伝えしていたかと思うんですけども、令和2年度に行ったアンケートについてはですね、現在の総合計画を策定する際のアンケートでございます。確かに議員がおっしゃるように、そのときもですね、商業施設を求める声が圧倒的に多いようなアンケート内容でした。議員おっしゃるようにその後、マルエイさんが進出していただいて局面は変わったんですけども、昨年6年度、6年度には、まち・ひと・しごとの総合戦略のアンケートを行っております。これもお伝えしたかと思うんですけども、その中の質問に、玉東町において、まちづくりに対して求めるものは何ですかという問いに対して、一番多かったのが、商業施設を求める声が一般の方も一番多かったですし、これから未来を担う中学校の生徒の声としてもですね、圧倒的にそのような声が多かったということで、マルエイさんが進出はしてきたんですけども、やはり依然としてですね、町民の皆様は商業施設を求める声が圧倒的に多いという状況はですね、変わっていないというふうに認識しております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） あのですね、町の総合計画策定のときのアンケートを、今言いましたようにそのときのあのアンケートの中にはですね、そういうふうに謳ってありますけど、そのアンケートの中身が2年前のアンケートで、もう店はできたので要らないという、町民が変わったのでいかななものかと私たちは言ったんですけど、そのあとにも言われましたようにアンケートをされていますけれども、しかし、いろんな人からの意見で、だから町長また、やっぱ町長とですね、私と住民の人たちのですね、考えの隔たりがあるもんですから、こういう町長もですね、先ほど●●●、町長にですね、今も町長はちょっと私と町民とのずれがあるとは私も認識しておりますので、先ほど言われましたように、町長にもそれではちょっとお聞きしたいんですけど、今度は町長にちょっと聞きたいんですけどね、町長がですね、令和4年の12月議会でここって言われています。

再度ちょっと聞きます。庁舎建設を3階建てに至った経過を言います。この場で言われました。役場庁舎の建設は、この前の駐車場をつぶして、一番最初ですね、一番最初の令和4年の話ですからね、できる前の話ですから、この前の駐車場をつぶして2階建てぐらいで造ろうかと考えていたが、商業施設を入れて3階建てでやろうと、1階は、万が一災害があった場合は、災害対応の施設として利用できるような役場庁舎にしたいと。そういう中でスーパーを入れたらどうかということに至ったわけです。

なぜスーパーを入れたかという、災害用の備蓄もせんでいいわけよ、まずスーパーの中に品物があるから、大体1日半ぐらいで支援物資が届きます。熊本地震の状況を見ていればそうだった。そういうことがあって、福祉センター、役場庁舎はすぐそばにあるので、避難者対応をやれば、そしてスーパーもあれば、そこで食料の備蓄はせんでもそこにあると、そういう思いがあったという。

先ほど町長言われましたように、こういう役場の庁舎の1階にスーパーがあるという発想がそういう発想ですよ。だからですね、各市町村長でですね、そういうことを言われたこと人は今まで聞いたことありません。分かりますよ。あのですね、5,000人の玉東町で災害が起きたときにど

うするかということを考えればですね、災害はですね、いろんな災害は大きい災害今もあつてきましたけど、地震とか大雨とか台風とかですね、そういう災害がありますけど、それに対応できないんですけど、条件、状況が違いますので、昨日おとといも地震があつたんですけど、自分のいる場所で状況が違います。それでどういうことが起きるかということはある程度わかりますので、5,000人の町で災害が起きたときにはどうするか。まず自分の家が一番安全だということでみんな思って生活をしているんですけど、しかし、その災害の規模とか質で、雨のときは川の近くが危ないとか、そういう状況で自分で、だから5,000人の住民が避難するならば、どのくらいの人数が避難するかということは大体分かりますよね。5,000人おつてから1,000人も2,000人も避難してくるですか。自分の家はそれなりにだれでも造っていますので、どれくらいの、今まで想定してどのくらいの人が避難したかということで、町長はこういう玉東町に対して、スーパーを設けて、食べるものはスーパーで備蓄があるからで、こういう発想を誰がすつですか、本当に。

あのですね、町長も1日半ぐらいと言われましたように、今、町で備蓄されているとで十分ですよ、災害がきて。災害もですね、想定はね、大きく想定せなんですけどキリがないですので、ある程度でどこでも想定で備蓄しています。基本的にはですね、備蓄は自分ですとが、個人ですとが当たり前のことですから、それをですね、町民に訓練をしたり、自分の家庭で、これが災害の基本ですよ。それが町長はですね、スーパーで営業しているところに、5,000人の町の人が災害が起きたからでそこに避難してどういう避難をするんですか。もうですね、大体備蓄といっても自分で分かりますので、米と缶詰とラーメンでもあれば、水があればもうですね、3日すれば各市町村から応援に物資が届きますので、自分で物資は用意するとが基本ですので、町長の役場庁舎の大事な町の職員さんに仕事をしてもらうための行政事務を役場の1階に、スーパーとか思いもつかんことを言われましたので、町長、先ほど言われましたように、まだそういうほうで今も思っておられるんですか、町長、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

大城戸議員はレトロな考えね、私はね、未来志向なんだ考えが、全く違う。大城戸議員はレトロ志向でいく、俺は未来志向でいく、そういう中でいろんなことを発想していかなん。駅前にマンションを造った、エレベーターも造った、オレンジタウンを造って住宅政策をずっとやってきた、そういう発想の中でね、スーパーというとも考えてきた。今から10年、20年先のことを考えてね、やっぱ政策というとはやっていかないかん。過去のことを振り返ってやってもだめだ。全くね、大城戸議員とね、俺の考えとかみ合わない。もうちょっとね、やっぱ未来志向の発展的な考え方で質問をしていただきたい。

（今でもその考えは変わりませんかという質問に答えてください。）

今でも考えは変わりません。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 先ほど言いましたように、まだでも役場の庁舎の1階で災害のときに対応するため、備蓄食品等を避難者にあげるために1階にテナントにすると、そういう市町村長

でこの大きな財源をつくって、大事な事務をする人を2階、3階に上げて、こういう庁舎でびっくりということで、こういうもぬけの殻の1階が5年、10年続いたならば、補助金は返さんでいいですかて私も先ほど聞いたんですけど、町長の考えは、そういうことですね、あのですね、聞けば誰でも分かる、普通ですね、もう一つのを聞いてみましょうかちょっと、あのですね、この場所にテナントを造るときに、調査については多額のコンサルタント料を払うてるんですけど、その人もそういう話を聞いて、こういう3階建てになったと思うんですけど、その人が本当にどういう人かなと思うんですけど、あのときあのコンサルタントは言いよらんだったのですかね、かなり高かったもんで、その人は信頼できる人だったのですかね、お聞きします。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください。今、大城戸議員の発言の中で、備蓄のためのスーパーを造るということなんですか町長、備蓄をするためのスーパーを置くという目的でされたんですか、一緒に答えてください。

町長、前田移津行君。

非常に誤解を生じますので。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、しっかり聞いてください。

災害のときの備蓄の目的でスーパーを造るわけじゃない。買い物難民をつくらんためにね、スーパーは稲佐はある、しかし、こっちには将来的に考えた場合、なくなる可能性もある。そういうとくのためにこの1階の庁舎に銀行とスーパーを造りたい。循環バスをまわしておると、循環バスに乗って銀行に用事がある人は銀行に来て、買い物して帰りゃいいと、そういう便利さはある。災害とかあった場合は、備蓄もせんでいいと。一番の考えは買い物難民をつくらんこと。この周りはさっきも言ったけど、空き地、畑、おそらく耕作放棄地になる。耕作放棄地になったら3年したら荒れてしまう。イノシシが来る、そういうことにならないように住宅整備をやりたい。

前回の役場の庁舎の東側は、25区画整備を計画している。住宅街になってしまっていく、ずっと、そういうときにやっぱ買い物難民がでてくる可能性がある、近くにあったがいい。昔は、車社会の前は田舎に小さい小部落でも店が2軒もあったわけ、それが自動車社会になって買い物を外に行くようになって、近所の店が潰れていったわけです。玉東でも相当店があったわけ、ところが車社会になって潰れていって、スーパーさんだけが残っている。そのスペースもニコニコドー、寿屋、拡張政策をやっけて潰れていった。今、また代替わりしてほかのところがでてきた。そういうことを考えながらね、やっぱ未来のことを考えてここにスーパー造りたいと、庁舎のあとに入りたいと、そういう考えの中でやったわけ。以上。

（コンサルの計画は間違うととやろ。）

コンサルを入れて、コンサルを疑うわけにやいかんよ。コンサルを疑うんだったらそらコンサルに頼まんで自分たちでやりゃよかたい。自分たちでやるのが面倒くさいからコンサルを頼んでる。やっぱコンサルというのはいろんな考え方を持っている。やっぱ専門的に勉強した人達が集まる、コンサルに頼んで計画を立てていったりするわけ、それは玉東町だけじゃなくて、ほかの町も県も国もやっ取るわけ。以上。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） もうちょっと早くせんとまだ聞きたいことがありますので、コンサルタントはて言われますけど、コンサルタントに多額の金ば使って、あたってないじゃないですか。事業所も入らないですかということで、だから、そのコンサルタントは本当に適当な人だったかちょっと聞いたんですけど、それはもう済んだことでいんですけど、じゃあコンサルタントの見込み違いということで、あのですね、もうこの条件で1階のああいうフロアーに店が入らない、町長が今、言われましたように、町長と私たちの町民とどれだけずれがあるかということですね、町長今、言われましたようにですね、買い物難民をつくらないということで、考えでスーパー、それと災害のときのということで言われましたけれども、現在の状況はですね、町長がですね、30年、50年前と全然違ってですね、毎日買い物する夫婦は、奥さんはいないんですよ。今、共働きの時代で、一週間に1回大きな店に、トライアルとかどこにでもあります。菊池もある熊本のほうにもある、そういうところに今、買い物に行くので、中途半端な店はちょっと難しいということで事業者が来ないんですよ。もう役場の職員も議員も、町民もそのへんのことはだれでも分かるとるですよ。しかし町長が長期政権分かっているけど言わない、言わないのでこういうことが起きてくるとですよ。

それで、ゆめステーションではっきり言って失敗して、同じことを役場の庁舎1階でということで、誰も言わない、町長だけが諦めないでまだそのままの考えで、役場周辺に住宅を設ければ買い物に来るととか、難民はないとか、そういうことをしてもですね、ある程度のスーパーはですね、今の人たちはもう買い物を、さっき言いましたように週1回のまとめ買いですよ。だから今そういう現状ですので、それではですね、町長にもう一つぐらいちょっと聞かないとちょっといけないですね。

町長はですね、またこういうことも言われとつとですよ、ちょっと私もちょっと確かめたいんですよ。これはね、先ほど言いましたように令和4年の

（大城戸議員、もう数分しかありませんから。）

はい、分かっております、はい。今度は3か月前の令和4年9月議会です、町長はこういうことを言われてて、庁舎の中に1階はテナントを設けたい、テナントが来んだったらどうするかと、来んだったら来んだつたでどういう利用をするかというのは考えているわけです。それをここでいちいち言うとな、大城戸議員は違った方向で伝えるからここでは言えない。あなたに言う時にはものすごく慎重に言わないかんけん。来なかったら来なかったで考えてるて、それをちょっと聞かせてください。言われないうなら言われんでいいですよ。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

あと4分になりましたので。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に答えますけど、大城戸議員とは全くかみ合わない。もうちょっとね、町が発展するような発想を持っていただけたらどうかと、町民の代表だから、一部を見て、木を見て森を見ないというのはない、やっぱり大きく見ていかんとね、それが大事だと思う。考え方が違う以上、大城戸議員に私が何と答えても理解できんだろう。

以上。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 来なかったときの考えがあるんですかというのは、考えはあるんですか。なんか特別な得策を考えておらるっですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 大城戸議員の質問に答えますけどね、もう最後にしてください。同じことの繰り返し、何と言おうとあなたは私の考えは理解できない、理解してくれない、そういう人に私の考えを言うても反対にとってしまわれるから言わない。

○議長（松尾純久君） 最後にしてください。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） まだちょっと時間がありますので。

（時間はありません。時間がないと言っているでしょう。）

答えられないときにはですね、そういう答弁をされますので分かっております。一番大事なことはですね、今から聞くことが一番ちょっと大事ですので、今後のことが、あのですね、今後の対応、現状からするとですね、1階、2階を執務機能で、1階は町民の人たちが利便性のよいような窓口業務にしたほうがいいじゃないですかとお聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

あなたの考えには添うことはできません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今言いましたように、1階、図書館はですね、仮ということでさっき言われましたように、その後またどうなるかということを考えた場合に、テナントが私は来ないと思いますよ。だったらですね、早めに判断をして、1階、2階に役場庁舎の事務所をして、それで教育委員会とか町の出先機関を役場に集約すれば、経費節減にもなりますので、早めに判断して1階、2階を町の業務にしたほうがいいんじゃないではないでしょうか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） はい、これで3番、大城戸議員の質問を終わります。

最後にしてください。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 座ってください。3番、大城戸議員の、何回答えても分かってくれませんので答えられません。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） まとめて終わります。質問ありません。

令和4年が調査と設計で大事な年で、議員で私一人が反対討論をして、テナント抜きに2階建てに修正を求めましたが、聞き入れてもらえませんでした。町民の人たちから、スーパーは最初から無理と分かっている、議会はチェックできなかったと私はお叱りを受けてますんですよ、町

民の人たちから。しかし、議会が議決し承認した以上は、庁舎及びゆめステーションについては、議会と町長と執行部、行政ですね、強い責任と自覚をもって取り組まなければいけないと思います。

終わります。

○議長（松尾純久君）　ここでしばらく休憩します。

休憩　午後 1 時 57 分

再開　午後 2 時 05 分

○議長（松尾純久君）　休憩前に引き続き一般質問を行います。

8 番、清田高広君。

○8 番（清田高広君）　それでは一般質問を始めさせていただきます。ちょっと前歯が治療中で、ただでさえ活舌が悪いんですけど、ちょっと聞き取りにくいところがあるかもしれませんがよろしくをお願いします。

8 月豪雨の検証と今後の危機管理体制について質問します。

8 月豪雨により大きな被害を受けてからやく 4 か月が過ぎたが、その検証と今後の危機管理体制、計画について伺う。これまでの危機管理体制では不十分であったということが、現実の災害の中では改善の余地があったと思われる。その反省を今後に生かす計画等について説明を求める。

昨年の 9 月議会で同じような質問をしたが、町と地域防災組織の役割分担と連携強化等についても説明をよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　8 番、清田議員の質問に対して、まずは担当課長より答弁をいただきます。

○議長（松尾純久君）　総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君）　8 番、清田議員の御質問にお答えします。

8 月豪雨については、現在検証を行っているところです。熊本県においても市町村への意見聴取やアンケートが行われ、中間報告の段階であり、市町村を含む検討会が行われています。その中で多くの課題や改善の方向性が整備されているところでございます。今後その結果をもとに防災計画の見直しを行い、職員の配備体制の検証並びに災害対応マニュアルの更新を計画しております。

自主防災組織については、15 地区のうち 11 地区が地区防災計画を作成されていますが、地区防災計画は地域の実情を一番よく知っている住民の方々が、自分たちの地域は自分たちで守るという理念に基づき、地区で想定される災害に応じて作成いたします。

この計画づくりに取り組むことで、行政からの支持を待たず、主体的に避難を呼び掛け、災害時における被害を最小限にとどめることができると考えておりますので、すべての地区で地区防災計画を作成していただくよう、今後も未作成地区への作成を促していきます。また、有事の際

を想定し、避難訓練や炊き出し訓練など、町と住民がタイアップした実践的な防災訓練の実施も危機管理意識の向上につながるものと見込んでおります。

そのため、今年度より玉東町自主防災組織活動活性化事業補助金を創設しておりますので、防災組織強化のため、訓練などの活動費や資機材の購入に活用していただきたいと思います。今後も予期せぬ災害に対応できるように、町民の皆様及び職員も含め、危機管理意識の向上に努めていき、町民の皆様と一緒に安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） まだですね、4か月ほどであり、検証そして計画についてはこれからというふうなことでありましたので、できるだけですね、早いうちにそれが計画が立てればいいかなと思います。

ただですね、私が昨年9月議会で質問したときに、避難訓練の必要性といいますか、必要じゃないかということにこだわった記憶があるんですけども、そのときか、またはその前のときもお話ししたことがあったと思いますけど、だいぶん前の話ですけども、釜石の奇跡というふうに言われた、子どもたちの行動で、今更言う必要もないのかと思いますけども、避難したのは確かに子どもたち、自分で自分の命を守ったのも子どもたち自身だったのかな。ただ、行動をしたのは子どもたちの判断だったのかもしれませんが、それをそういう意識を持たせたのは、家庭や地域での言い伝えといいますか、そういうふうなことがあり、また、津波等が来たときには、こういう行動をなさいというふうな指導も、学校等や行政等であったのかというふうに思います。

やはり、ただマニュアルがあって行動、行動が実際に行われなくなかなか実際の災害があった場合には、なかなか思ったような避難ができないというふうなことがありますので、今回それも含めて計画を立てると、立てていくということだったので、是非ともですね、それが充実したものになるように期待をします。

それともう一つ、危機管理といいますか防災管理といいますか、その中で、どうしても遅れてしまうという、最初どう言ったらいいか災害がもし起こった場合、例えば障がい者であったり、療育手帳等を持っている子どもたちであったり、認知症の方とか、医療ケアを必要とする方々も町内にはどれくらいいらっしゃるかというのは、私は把握しておりませんが、そういう方たちも実際いらっしゃるかなというふうに思っております。

避難指示といいますか、避難勧告といいますか、そういう風な情報があって、町民、我々はそれに従って行動を起こすということになるんですけども、今現在の基本構想といいますか、基本的な考え方として、その中にそういう方々の避難指示とかいうのを、一般の情報伝達方法じゃなくて、いち早くそういう方、要するに逃げ遅れる可能性がある方、いろんなハンディを持っていたり機材が必要な方というのがいらっしゃるんですけど、そういう方を早く避難させるために、速く指示を出すというふうな、そういうふうな計画というか、今現在そういうふうな制度があるのかどうか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

弱者、例えば要介護者につきましては、こちらのほうに要介護者リストがございます。事前に要介護者リストに基づいてですね、福祉課のほうでですね、福祉課のほうで事前連絡、避難をされますか、どこに避難されますかということを一人数つに聞きます。それから避難が必要な方はこちらに連れてくるという体制はもう既に取っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 要するに、障がいを持っている方、また幅広くいらっしゃいますよね、乳幼児から高齢者まで、障がいの程度によってもいろいろな違いがあって、各課をまたいでそういう方は対応されているのかなというふうには思うんですけども、一つの方法として、そういうふうな方に早急に、今、答弁されたように、障がいを持っている方、多分誰を対応されたのか分かりませんが、いろんな乳幼児の方からですね、医療ケアが必要な方というのもしらっしゃるかなというふうに思いますけども、そういう方を含めて、一本化したような防災、避難をするにあたって、一本化したような、最初の構想といいますか決まりといいますかね、そういうのはないわけですね。バラバラにもし乳幼児、療育手帳を持っている方だったらその担当、高齢者の方だったらその担当部署、障がい者だったら担当部署という感じで、バラバラにそういう方にあらかじめそういう情報を伝達して、どうするかを聞くと、今の現在はそういうふうなシステムだと認識してよろしいのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど要介護者につきましては先ほど言ったとおりでございます。それから医療ケア児につきましては、一緒にですね、訓練を行っております。ちゃんとした避難訓練を行ったところです。先ほどバラバラと言われましたけれども、ある程度福祉課、こども課のほうでですね、人員のほうは把握されておりますので、それに伴ってですね、こちらのほうも対応していけると思いますので、今後も対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） もちろん行政としてはそういう体制はとっていらっしゃるというふうには思いますけども、またここですね、8月の豪雨のときのやつを引き合いに出すのはいかがかとは思いますが、なかなかそのへん、その対象、被害があった地域や地域でないところにいるらっしゃった方も、住んでらっしゃる方もいらっしゃるんですけども、あのときもそういうふうな伝達だったというの、全く機能しなかったという、一部の方かもしれませんけども、そういうふうな話も聞くことがあったんですけども。

それともう一つは、やはり、即自分で動けない方たちというのは、どうしても何かが起こった場合取り残されてしまうという心配というか恐ろしさを感じられることが多いんじゃないですか。これはその障がい者であったり、その家族の方であったりというのが、そういうふうな気持ち

になられる方が、そういう気持ちになってしまうというがあるので、少しでも早くそういう方を安心させるような、もちろん各担当の部署ではそういうのをとっていらっしゃるのかもしれませんが、ちゃんと町の避難訓練する、避難の条例といいますか、避難を誘導するような決まりというのが必要じゃないかなと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

まず、8月豪雨でそういった情報伝達が機能しなかった。これについては警報が出てからの初動対応ということで、間に合わなかった部分も多々あったかと思います。また、非常にこちらの想像以上の災害がでたということもございました。

先ほど言われました、弱者の方が取り残されるんじゃないかということの懸念でございますが、これについても地区防災計画、その中で助け合い、共助の部分を強めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） そこでですね、そういう方へのサポートといいますか、指示をしたりするのが、自主防災組織にその役割をお願いするのか、町としては、そういう役割はどちらにウェイトをかけてるかということなんですけど、私はやはり初期の段階、前は遅くなった、でも遅くなって何もなかったからよかったけど、もう少し水位が上がったりすると、その中で動けなくて命を落とした可能性もゼロではないわけですね、そういう方たちというのは。普通の方は動けるからあんまりそういう想定はしないのかなというふうには思いますけど、特に医療的なケアが必要だったり、自分で全く、全くとはいいませんけど、その障がいの程度にもよるんですよね、動けなかったり、または見えなかったり、聞こえなかったり、どういう方が町内にいらっしゃるかというのは、私は把握しておりませんが、いろんな方がいらっしゃった場合、なかなかですね、自主防災組織、責任があつてないようなといった、そういう表現はいけないのかもしれませんが、どうしてもそうなるので、そういう弱者の方というのは、行政のほうに力を、主導権を持ってそういう方の救済といいますか、そういう方が取り残されることのないように、連絡、または実際行動される方は別としても、指示するのは行政のほうじゃないかなという気がするんですけども、そのへんに関してどういうふうに認識というのがありますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 8番、清田議員の御質問にお答えいたします。

まずですね、今、地域防災、地区防災計画を作成していただいております。その中にですね、その地区の中でこういった弱者がおられるかというような把握、それから、もし災害が起きたときに、共助の部分を強めていただくということを計画の中にですね、書いておられる地区もございます。そういったところをですね、私たちも強めていながら、自助、共助の部分をお願いしたいと思います。

じゃないとですね、行政についてですね、本当に急に大きな災害が起きたときには、行政では

どうすることもできないです。災害が落ち着いてから我々は行動するしかございませんので、まず事前に地区で助け合いながら災害を乗り越えていただきたいと思います。

ただ、台風のように事前に近寄ってくるのが分かる分については、早急に情報を出しながらですね、避難をされる方については早めの避難、それから、こちらのほうに避難が困難な方は、こちらのほうでも送迎をしているという経緯がございますので、御承諾願いたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 確かに自助、公助、言い方はいろいろありますけども、なかなかですね、その身体に障がいを持っている、または自分で動けない方たちにとっては、地域の方に、もちろん地域の方に頼らないと生きていけないというのがあるので、それはね、仕方ないことかもしれませんが、でも、ただ今聞いてて、自主防災組織の方の計画の中で、どういう方がいらっちゃって、どんな対応をするというようなことがあがってきて考えるというようなことをおっしゃったんですけど、ただ、どういう対象の方がいらっしゃるというのは、当然役場のほうでも確保してるし、どこにだれがというふうな、どういう症状の方がいらっしゃるというのもすべて把握してらっしゃると思うんですね。いち早く連絡方法もやっぱり地域の方に任せるというのは、やっぱり町民の方の安心安全を図るといえるときに、ほかの方だったらもちろんいろんな媒体があるので、それによって情報を得てすぐその行動に起こすという、自助の自分の力でというのは当然かと思いますが、そうでない方というのは、行政の力、行政が主導権を持った避難方法というのは擁立していったほうがいいのかというふうに思いますので、計画の中ですね、これから検証してまた計画を立てていくというふうなことも先ほどおっしゃってたんですね、その中で、どういうメンバーの方々がその計画の中に携われるかは分かりませんが、ぜひともですね、その弱者の方には、一般の町民の方、別に区別したらいいかもしれませんが、自分で自由に行動できる方と違った形の避難勧告なり、避難の情報を伝達していただくような方法を考えていただきたいというふうに思いますので、今一度そのことに関して、どういうふうな計画といいますか、立てようと思っていらっしゃるか、答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 清田議員の御質問にお答えいたします。

弱者の方、うちのほうではですね、担当課のほうで要介護者の名簿はございます。その名簿をですね、各地区へ配布ということもしております。消防団の訓練の中で、その名簿をもとに、どういう方がどこに住んでおられるか、そういったことの把握まで今回訓練の中で行っておりますので、もし、いろんな災害が起きたとき、この方は自分では逃げられない人だということの把握まで、今ちゃんと情報を渡しながらかけていただいておりますので、そのへんは良いかと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ということは、そういう対象の方々と地域の住民の方々含めた避難訓練

とかというのも、当然計画されるようなものであるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 清田議員の御質問にお答えいたします。

住民も含めた避難訓練、これにつきましてはですね、ちょっとまだこちらのほうでは計画はまだ立てておりませんが、今後必要になってくる場合がございましたら、それも含めたところで計画は立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 先ほど検証が終わったときに、訓練等もというようなことを答弁いただいたので、そういうのも中には入っているのかなというふうに思いましたが、当然その地域の方に知っていただくということは必要だし、地域の方のサポートがなければ避難のときにスムーズにいかないというふうなこともあるかとは思いますが、やはり高齢者の方、要するに身体的に不自由な方含めて、ただそういうふうにできますよ、やりますよというマニュアルだけでは、実際起こったときには、それができるとは残念ながら私は思いません。前も言ったんですけど、練習で100回のうち99回やれても、本番のときは大体何でもできない、思ったように行動できないというのが普通かなというふうに思いますし、なかなかそういう対象の方が身近にいらっしゃらない方にとっては、どういうふうにサポートしていいかというのもなかなか分からない。実際やっぱり訓練とかしないと、それも何度も何度もやっていかないと身に付かないといいますが、実際のときに対応できないという、そのために訓練が必要なのかな。ただ、今、自然災害、やっぱり風水害、火災、地震、何がどこで起こるか分からないような時代ですので、すべてに対応した、対処したというのは難しいかもしれませんが、ただどれかに特化した訓練であっても、声をかける、そしてそのとおりに移動するとかいう訓練をする必要はどうしてもあるかなと。町内全体を対象としたやつはやってないということかもしれませんが、自主防災組織だったとしても、それをですね、地区とももちろん行政や消防と連携も取れないとスムーズにいかないし、命にかかわることですので、ほかの方とはもう少しレベルを上げた避難体制といいますか、そういうのも考えていただければと思います。

何度も繰り返しになるんですけども、今一度ですね、そういう計画を、もちろん今もあるんでしょうけども、訓練、実際に動く、実際に声をかけるというふうなことをしないと、機能しないということも御理解いただければと思いますので、ちょっとそこも頭の中にもう一度入れてもらって、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 清田議員の御質問にお答えいたします。

ただ実際いろんな各地区で、他の地区はですね、伝達訓練とかそういった避難訓練もされている地区もございます。そういった事例をですね、今後広めていきながらですね、各地には御紹介していただきたい。それからまた町のほうでもですね、町民を含めた避難訓練についてもですね、必要なときにはですね、今後計画をして実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ありがとうございます。

それとも一つですけども、最後になりますけども、避難所に関してなんですけども、先ほどから言ってたんですけど、やはりいろんな障がいを持っていらっしゃる方というのは、もしこ役場が避難所に来られたとする。それに対応できるようなもし障がいを持った方、医療的ケアが必要な方含めて、それにも当然対応したような、対応する受け入れ体制をとっていただきたい。それと中には車中での避難を希望される方というのもしいらっしゃると思うので、この車中の避難所といいますか、避難された方に対しても、いろんな形でそういうサポート体制ができるような計画を立てていただくことは、そういうことで、そういうふうな認識でよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 清田議員の御質問にお答えいたします。

先ほども1回答弁いたしましたでしたが、障がい児の子どもさんの障がい、医療的ケア児の方について、今年度実際に訓練を行ってしておりますし、実際、台風のときだったですか、昨年だったですが、台風のときは、実際こちらのほうに吸入器とか、いろいろ機械を持ち込まれて一晩避難をされた実績もございます。この役場が非常電源もありますので、そういったもの安定もしておりますので、そちらのほうは対応できると私たちは思っております。

それから避難所についてもですね、そういったものに対応はしているものかと思いますが、本当に大規模災害のとき全体を受け入れきるかどうかは、ちょっとまたそこは疑問が残るところです。

それから、一応非常食とかですね、衣料やタオル、前回の8月の豪雨のときもですね、若干タオルが足らなかったということで、本当にいろんなところからタオルの支援も現在いただいたところですので、今後も備蓄品についてはですね、いろんな足らなかった部分をまた検証しながらそろえていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 大体いろんな形で対応していただけるような形は整っているというふうなことがありますけど、やはりどうしても本当にあったときには、マニュアルだけでいいのかなという心配はあります。

あと車中避難者への対応というのはどういう形でされたか、そしてまた今後どういうふうな対応をされる、今後あつては困るんですけども、計画としてどういうふうな対応をされる予定であるか質問します。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 清田の御質問にお答えします。

前回の8月豪雨でも車中泊というかおられました。ただそのときは雨が降っておりましたので、そこまで我々も見えていくことはできませんでしたが、こちらのほうにも非常食とかは用意はして

あったので、必要であったらばこちらのほうに来られたのかなと、庁舎の中に来られたのかなと思います。

それから何年前ですか、平成28年の熊本地震、そのときに車中泊をされていたところについてはですね、ある一つの避難されていた駐車場あたりには毛布を配った経緯もございます。

以上でございます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） それでは車中避難された方にもいろんな形でケアをしていただけると、そういうふうな体制が整えていると認識してよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 車中泊についてもですね、こちらのほうで把握できる限り、それから、当然、先程も言いましたが、毛布を配ったり、そういった部分についてもですね、配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今ですね、答弁いただいたようなことで、もし災害のときにはそれが円滑にスムーズにいくように、これからもですね、計画の中で先ほどから申しましたことをもし少しずつでも取り入れていただければと思いますので、それが叶うことを期待しまして質問を終わります。

○議長（松尾純久君） これで8番、清田高広君の質問終わります。

続きまして、1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 皆さんこんにちは。1番、前田です。本日は大卒2点お伺いいたします。

一つ目、地域活動支援制度について。

玉東町では、これまで町民体育祭をはじめ地域の皆さんが集まり、交流する様々な行事が行われてきました。しかし、近年は猛暑の影響や8月の豪雨災害に加え、主催者や参加者の担い手不足といった課題もあり、中止となるケースが続いている状況です。私は2年前の一般質問において、町民体育祭などの行事の参加強制をやめるべきという趣旨の質問を行い、町民が自主性を持って地域と関わる形が望ましいと申し上げました。一方で、地域イベントや趣味の活動を楽しみにされている住民が一定数存在することも事実であります。

今年、私の住む地区では、有志の皆さんによる小規模な夏祭りが開催され、子どもたちにとって楽しい時間となりました。しかし、費用面の課題から、景品などは参加者が不用品を持ち寄る形となり、運営側の負担も大きいのでした。わずかでも予算が確保されることで、運営者の負担軽減や参加者にとってより楽しい催しの実現できるのではないかと感じております。

そこで伺います。1、現状、地域の自主的な活動団体やイベントに対し、町として利用できる補助制度は存在するのか。2、もし制度がないのであれば、住民主体の活動を支える新たな補助制度を検討する考えはあるか。町として地域コミュニティの維持や再生の視点から前向きな答弁を期待いたします。

2点目です。家庭用防犯カメラ設置補助制度について。

近年、高齢者を狙う特殊詐欺や空き巣などの犯罪が全国的に増加しており、防犯意識の向上が求められています。本町でも防犯パトロールなどの取り組みは行われていますが、個々の家庭レベルでの安全対策も重要になってきております。他の自治体では、住宅への防犯カメラ設置に対し補助金を交付する取り組みが広がっています。家庭に設置されたカメラ映像は、玄関先だけでなく道路の一部も映るため、住宅街全体で映像が相互カバーされ、防犯効果が高まるという報告もあります。例えば、本町のオレンジタウンのような住宅地では、多くの家庭が設置すれば、通学路や生活道路の死角が減少し、犯罪抑止や通学路の安全性向上にもつながります。

そこで伺います。1、本町において、個人宅への防犯カメラ設置に対して補助制度は存在するか。2、もし制度がない場合、他自治体の事例を参考に本町でも導入を検討する考えはあるか。

以上、2点について町の見解を伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

担当課長より詳しく説明をさせます。防犯カメラの件については、ちょっと前置きしておきたいと思います。

個人に補助する制度はありません。今後どうするかというのは、県でもですね、町村で三つぐらいやろうかというところが、やったらやろうかというところがありますから、それを参考にした。これはなかなか難しいんですよ、これは自分ところだけとか道路が映る分はいいけど、隣の屋敷まで映ったらいかんとですよ、やっぱり嫌われると、そういう理解が必要なんですよ。防犯カメラを設置しておりますけど、個人のですね、住宅の入り口あたりが映ったら嫌われます。これは誰が出入りしているかというのを他人に見られるというのがあってですね、嫌われるところがありますから、まずは公共施設、公民館、学校とかほとんど付けております。あと各町の公民館、地区の公民館、こういうのにはですね、隣の敷地が映らんような形で、道路はカバーしていきたいなど。今、箇所箇所ですね、地区の出入り口、ああいうところを優先的につくっていきます。個人のところについてはですね、今しばらく検討させていただきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の一つ目の御質問、地域活動支援制度についてお答えいたします。

教育委員会が所管する補助制度の一つに、町分館活動補助制度があります。この制度は、町内にある地域の公民館を社会教育法における分館と位置づけ、地区公民館を拠点とした活動を対象に補助を行うことで、地域における社会教育の推進を図るものです。この補助事業は分館長を中心に運営され、区民を対象とした文化、スポーツ、レクリエーション活動などを通じて交流を深め、地域社会のつながりと学びの機会を広げることを目的としています。地区公民館を拠点として実施する各種活動や行事に対し、必要経費の一部を支援するものであり、昨年度は町内にある15すべての分館で、すなわち各地区の公民館が本制度を活用し、地域において多様な活動が展開されております。

次に、自治公民館活動活性化補助がございます。この制度は、先ほど述べました地区公民館活動に加え、さらに新たな取り組みを実施することで、地区公民館の活動をいっそう活性化することを目的としております。また、この補助は新たな活動の定着と実質的な運営の支援とするため、補助期間は2年と定めております。

また、企画財政課が所管します補助制度として、結-1運動支援事業助成がございます。この制度は、地域住民の主体的な参加による地域づくりを目的としております。結-1運動の事業主体は、行政区を単位として設置される結-1運動地区委員会、または特定の活動のもとに、民によって結成された結-1運動テーマ委員会を単位として推進することができます。地域づくり計画に基づく事業の実施に係る必要経費の一部を支援するものであり、昨年度は一つの結-1運動地区委員会が本制度を活用し、地域づくり活動が展開されております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問につきましては、先ほど町長が答弁されましたので、私のほうからは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） はい、ありがとうございます。

私はですね、現在木葉小学校のPTA会長を務めております。実は明日、PTA主催で全児童を対象にしたイベントを実施します。このイベントは、子どもたちに笑顔の時間をつくりたいという、ただそれだけの思いから有志の保護者が立ち上がって企画しました。衣装や小道具は極力手作りし、どうしても必要なものは購入しました。規模小さくてもやはり一定の費用がかかります。ただしこれはPTA主催ですのでPTA会費を使うことができます。

次に、これも小学校なんですけど、先月27日に玉東町元気プロジェクト木葉小元気祭りというのを行いました。これは子どもたちが大雨で被害に遭った玉東町を元気にしたいと考え、企画案を出しました。今ですね、子どもたちが作った応援幕が、木葉の交差点のところとマルエイさんのフェンスに飾ってありますので、よかったら皆さん見られてください。

この企画の準備や進行は学校が中心となって行いましたが、予算は十分に確保できるわけではなく、学校として用意できる備品や資源にも限りがありました。そのため子どもたちのアイディアを形にするには、限られた条件の中で工夫する必要がありました。このように子どもたちの主体的な企画を学校が支援して実施する形ではありますが、予算面には制約があり、完全に自由に行えるわけではありません。

そして、先ほど少し触れましたが、私の住む稲佐区では、今年の7月に有志の保護者による稲佐子どもの夏祭りが開催されました。このイベントでは、学校のような設備はない、備品もゼロから準備、予算もほぼない、景品は各家庭からの持ち寄り、花火代などは参加者で割り勘、その結果主催者の負担は大きいものになりました。それでも子どもたちは本当に楽しそうでした。しかし、現実としてやりたいという思いだけでは継続が難しいということがよく分かりました。

今紹介した三つの事例に共通しているのは、子どもたちに笑顔を届けたい、地域を元気にしたいという思いです。さらに注目すべきは、これらの活動が地域コミュニティづくりにもつながっているという点です。子どもたちが中心となることで世代を越えた交流が生まれる。保護者や地域住民が協力することで、お互いを知り、信頼関係が育まれる。小さな活動でも地域全体のつながりや支え合いの文化が形成される。つまり、これらの自主的な活動は単なるイベントではなく、地域の絆を育むタネであり、将来的に持続可能なコミュニティの基盤をつくっています。そして、もう一つ共通しているのは、少額でも行政の支援があれば、活動の幅が広がり継続性が高まるということです。

先ほどですね、その制度自体は存在しているとのことでしたが、例えば、今御紹介しました三つ目の地区での小規模な夏祭りというのは、現行の制度ではどうすれば活用ができますか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

議員が今、述べられましたとおり、自主的な活動団体による地域活動も、地域づくりの観点から意義があるものと理解しております。私が以前住んでおりました、今現在住んでおりました地域にも親子会というのがございました。ちょっと諸事情により今その団体はございませんけども、その際は地区から親子会への補助という形で、僅かでしたが金額をいただいておりますので、それをもとにいろいろな行事をしていた記憶がございます。

ですのでそういった、先ほど分館補助であったりなんとかというような御説明もいたしましたけども、そういう財源をもとに、地区の区長さんであったり分館長さんに御相談され、そういう親子会という、組織が立ち上げ等が必要になるかもしれませんが、そういったのも一つの補助として、補助といいますか、財源の確保にはつながる可能性もあるのではというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

私が住んでいる稲佐区には、区に入られてない方もいらっしゃいます。その方は主催はもちろんのこと、参加もできないということになりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

そこはその地区のどうするかということになりますけども、よければそういう親子会を通してですね、地区に入っていただくことも地域コミュニティづくりの形成の一端を担っていただけるということで、そちらを推進していただけると、地域づくりの一躍になってもらえるんじゃないのかなというふうには今、感じました。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

ではですね、別々の地区の方が主催される場合、その制度はどうしたら活用できますか。

（どういう意味。）

別の地区をまたがってする場合。

（例えば稲佐地区と山口地区という意味。）

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） なかなか、分館補助であつたり地区公民館活性化補助を使うのであれば、分館を通しての補助という形になりますので、そのまたがる分館がそれぞれのもとでそういう親子会なら親子会という組織と一緒にするのか、またもう一つ別の、今ちょっと思い、考えがありましたのは、そういう子ども会ですね、以前は単位子ども会といいまして、各地区に単位子ども会というのがございまして、町の子どもの会連合会というのに加盟されていまして。ただ単位子ども会がなくなり、今、玉東町民全親子が入れる玉東町子ども会というのがございます。そちらに可能であれば加入していただいて、その中で垣根を越えた、地区にこだわらずそういう小学生の児童生徒さんを有する親子で参加して活動するというのは、ひとつ教育委員会が所管する補助制度としては可能性、内容等にもよりますけども、可能性としては考えられるのかなと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

先ほどの地区の補助ですね、その補助額というのは地区ごとに決まっているのでしょうか。またお幾らぐらいあるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 分館補助につきましては、予算の限りということで、今、1 地区 4 万円、公民館活性化事業につきましては、3 万円を上限に予算化をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

その地区ごとの補助の 4 万円をもうちょっと増やしてほしいという要望とかは今までなかったですか。お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

今、近年のところ私は教育委員会になりましてからは、今のところそういう要望は、分館長さんのほうからはいただいてないと記憶しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

その 4 万円という金額では、何か一つ行事を実施して、終了後反省会とか打ち上げに使うと、

年に1回できるかできないかぐらいの予算になってしまうのではないかなと思います。そして、その地区の補助を使うには、あらかじめ地区の予算に組み込んだかないと使えないと思いますが、地区の年間計画などに組み込まれてない場合、年度途中でやりたいと思っても翌年度まで実施できないということになりますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

教育委員会の補助制度に限らず、町が公費として出します補助金につきましては、補助金の申請をまず行い、計画の申請を出していただき、それをいたしまして補助の決定が出されてその後の事業実施という形になってまいりますので、こういう事業を行ったから補助金を付けてくれというのは、町が行っている事業全体としてないと思われま。

ですので、今、議員が申されましたように、地区の予算のほうには、新年度予算に予算化をしていただいて、その後の次年度の実施というのが通常の流れになってくるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

そうですね、地区のほうでは年間計画を作成し、その計画に基づいて補助が運用されていることだと思います。しかし、私が問題としているのはまさにそこなんです。年間計画があることを前提に制度が組まれている一方で、現実の地域では年間計画外のニーズが必ず生まれています。今年の町民体育祭のように予期せぬ大雨で中止となる場合とかもあります。その際、せっかく地域が集える機会がなくなったのだから、代わりに小さな催しを企画してみようと思っても、結果としてやりたいときに動けないという状況が現場では起きてしまっていると思います。

これはつまり、制度は存在しているが、実際には柔軟に使えないというギャップが、地域活動の継続性を弱めてしまっているということです。地域のコミュニティは計画どおりにしか動かないものではありません。むしろ地域のつながりはその時その場で生まれる住民のアイディアやニーズから育っていくものだと思います。こうした現場の実態を踏まえると、制度運用にはもう少し柔軟性が必要ではないかと感じております。

では、例えば、地区の住民同士がつながって、共通のテーマについて何かを学びたい場合、外部の講師の方をお招きして勉強会など、ワークショップとかを開きたい場合に、講師の方への謝金や会場の準備など、こうした学びの場づくりにも一定の費用は必要になってきます。こういう場合に使える補助というのはありますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 先ほどから申しておりますように、やはり役場、公の補助金を活用するという場合でありますと、やはりその団体が組織化され、その組織の中で、どういう目的をもって年間活動をするのか、こういう予算を立てて活動するというのを、やはりその組織の中で合議のもと話をし、決定していただき、やっぱり年間事業計画を立ててもら必要

があるのかなと感じております。

ただ、そういう学びの場を設ける、そして勉強するというのは非常に大事な機会でございますので、そういうグループに対して直接補助を出すというのは、教育委員会の補助には今のところございませんので、うちとしましては、そういう分館、各地区を通しての補助制度ということになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えします。

今の中では制度がないということですが、PTAとかいろんなグループと話し合いをやってみたい。どういうことを思っているのか、そういう中でね、補助制度が必要ならば考えてみたい。そういう機会をつくっていただければ、前に進むんじゃないかなと思います。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

先ほどの結-1 地区委員会、結-1 テーマ委員会に1 団体は補助を出されているということですかね。その補助額と上限額というのは大体お幾らぐらいですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えします。

松永局長のほうからもですね、冒頭説明があったんですけども、ユウワン運動についてはですね、まず事業実施主体として二つのパターンがあります。まず一つ目がですね、行政区を単位とした地区委員会が一つです。それから二つ目が、テーマを特定のテーマでもとに集まったグループのテーマ委員会となります。

例えば、子育てとか防犯とか環境保全とかで、そういった特定の目的に集まったグループとなります。補助額についてはですね、この制度の立て付けがありまして、まず1 年目はですね、グループごと、その地区ごとの委員会でもって計画書を策定してもらっています。それが1 年目です。それに対しては上限7 万円の補助があります。

そして、2 年目以降にその計画書に位置づけられた事業に基づく事業の実施になるんですけども、その事業の実施につきましては、一事業当たり10 万というような条件にがあります。ただ、さっきも言ったように立て付けとしてはまず計画を作ってもらい。2 年目に事業を実施してもらうというような制度設計になっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

今の内容をお聞きすると、やっぱり申請というのは非常に複雑なものですよね、必要書類とかもいろいろ多いのではないかと感じます。本来地域で何か活動したいという思いを後押しする制度のはずが、その前に申請手続きのハードルが立ちはだかってしまっていると、これでは制度の

目的を果たしているとはいえないのではないのでしょうかと思います。

特に新しく立ち上がる小規模な団体や有志の保護者の活動や、地域のスタートアップ的な取り組みなど、こういった活動ほど複雑な手続きに対応する余力がなく、制度そのものにたどり着けません。行政として使われることを前提とした制度に改善していく必要があると考えます。

そもそも団体ではなく個人の申請というのは可能ですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えします。

現行制度の立て付けの中においてはですね、そういった個人については想定しておりません。あくまでも地区及び団体というような想定をしているところです。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

個人では申請できないとのことですが、やっぱり地域での新しい取り組みというのは、多くが1 人の思いから始まるのが実状です。地域に必要なのは、団体になってから支援するのではなく、一步目を踏み出す個人を支える仕組みも必要だと思っております。

では、その前提として、この制度でいう団体の定義を改めて確認します。団体とはどのような条件を満たす必要がありますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1 番、前田議員の御質問にお答えします。

団体の定義ですけれども、一般論としてですね、組織の体を成していることというのがまず条件だと思っています。具体的にはですね、その団体が団体にしっかりした代表者が明確であること、あるいは構成員が活動目的がしっかり整備されていること、具体的に言えば規約とかなんかを設けていること、そして事業計画予算、収支報告の事務処理ができるような団体であることというようなものが、一般的な団体であるというふうに認識しております。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

では団体、新しく立ち上げたばかりの小規模団体や活動実績がまだ十分でない団体でも、利用しやすくするための配慮や要件の見直しなどを検討する考えというのはありますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

補助金といえば公金というふうになるわけですから、やはりある程度やっぱり公金を支出する、審査する町側としてはですね、やはりそれなりの活動実績であるとか、その組織の中身であるとかですね、そういったものをしっかり精査する必要があるのかなというふうに思っています。

見直しについてはですね、町長の考えもあられると思いますので、私のほうからは控えさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問にお答えします。

いろんな考え方があると思います。各団体といえば大体3人、農業関係では3人ということなんですけど、やっぱりそれを踏襲したほうがいいんじゃないかなと。やっぱり1人、2人じゃやっぱり無理だろうと。

しかし、先ほども言ったように、いろんな考え方がある中で話し合いをやって、それはやっぱり該当するだろうというような形で進められれば、それが一番いいんじゃないかなと。公金を使う以上は公にならなければいけないということがありますから、そこをちゃんとやっつけばですね、出せないことはない。

新年度においてはですね、前から私も言いよったんですけど、500万ですね、俺が自由に使える金をつくってくれと。それは何かと言うと、今、前田議員が言うようなこと、緊急な場合に出せる金、農業の緊急の修理のときとか、いろんな形でですね、議会を通す余裕がないようなときに使えるような金をつくってくれと。

大学の理事長なんかもですね、そういうことも前から言いよった。私もずっと前から言いよるけど、まだ財政が予算的に余裕がありませんと言うわけよね。そういうのをつくってかんと、いろんなことに対応できんぞと、そこをね考えてやってくれというようなことを言ってますから、しっかり言うて対応していきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

やはりですね、小規模な団体とかでも参加しやすい制度になることで、地域の中に新しいつながりや活動が生まれ、結果として地域の活性化にもつながると考えております。特に立ち上げ期の団体は、最初の一步を踏み出す際に支援を必要とすることが多いため、今回のような制度の柔軟な運用は町としての後押しになる大変重要な視点だと思います。是非制度の周知も含めて、住民の皆さんが気軽に相談し、気軽に始められる環境づくりを引き続きお願いしたいと思います。

ではですね、その団体の中のスポーツ団体に対する補助についてお伺いします。

現在、町内のスポーツ団体に対して、グラウンドや体育館など、施設使用料の減免措置やその他支援制度というのはありますでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

ちょっと詳しい資料を準備しておりませんが、町スポーツ協会に加盟する団体につきましては、ちょっとすみません、補助の割合というのはちょっと出てきませんが、補助があったと認識しております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

一応制度はあるとのことですね。私はですね、週に2日中学校の体育館でビーチバレーをしています。議長ともね、お会いするんですけど、玉東町にはビーチボールバレー愛好会という団体があります。こういう愛好会もその制度を利用できますでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 確認をさせてもらってよろしいですか。

（今ないのここに。）

ここにはすみません準備しておりません。

（今じゃなくて、では次に入ってください。すみません。次の質問に。）

ありがとうございます。一応その愛好会みたいな団体も、先ほどおっしゃったスポーツ団体に登録をされればできるのかなというところもあるんですけど、その基準とかというの今日はわからないですね。

（すみません、調べてから御報告でよろしいですか。）

すみません、ありがとうございます。

じゃあですね、先ほども少し触れたんですけども、私は2年前、町民体育祭などの行事の参加を強制する形はやめるべきだと質問しております。住民の自主性を尊重すべきだと考えたからです。そして以前、町長がおっしゃった、私のスタンスは「来るもの拒まず 去るもの追わず」という言葉は、まさにこのコミュニティの考え方を端的に示すものだと思います。

現代の多様化した社会においては、自由な参加こそが地域コミュニティを健全に長く続く形で育てていく最適な方法です。強制ではコミュニティは育ちませんし、むしろ逆効果になることもあります。必要なのはやりたいと手を挙げた人を後押しする仕組みです。

実際この町にはみかん食堂という活動があります。ある1人の方が、子どもたちのためにという思いで立ち上げ、仲間の協力で少しずつ形にしてこられました。今では毎月の活動となり、参加者もととても多く、町の広報誌にも掲載され、新聞でも紹介され、町の補助も受けながら広く知られる取り組みとなっています。しかし、その原点はたった1人のやりたいという思いだったそれだけでした。

ほかにも町内には、町民の自主的な思いから始まった様々な活動があります。共通しているのは、どれもやりたいという気持ちを起点に仲間が集まり、地域に広がっていったという点です。私はこのやりたいという気持ちを行政が応援することこそ、未来の玉東町を支える大きな地域力になると考えています。

また、ハーバード大学の成人発達研究では、80年以上にわたる追跡調査の結果、幸福と健康を最も左右するのは、富や肩書ではなく、良い人間関係であると結論づけています。つまり地域のつながりやコミュニティは、町の幸福度の土台そのものです。だからこそ、行政としてもこの基盤を育てる支援は注視すべきだと考えます。

以上の点を踏まえて、町民皆さんのやりたいという思いを後押しし、地域の学びや交流がより広がるような仕組みづくりは、これからの玉東町にとって必ず大きな力になると思っております。そこで最後に、これらの提案について、町長としてどのようにお考えか是非お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

やっぱり若いということは良いことだよ。私も若いときなら一生懸命そう思ったかもしれん。

この年になるとね、なんというか自分の体がそう動かんもんで、頭もついていかんようになってくる、俺も30年若返ったらね、やっぱ同じ思いをしたろうと思う。やっぱね、そういう思いが大事だと私は思うから、いろんな考えの人とね、先ほど言うたけど、話し合いを持って、明るいまちづくりに進めていければと思っておりますから、思いをね、一生懸命やっていただきたい。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 非常に前向きな御答弁をありがとうございました。

地域のつながりや町民の皆さんのやりたいという思いを未来のまちづくりにどう生かすか、その大切な視点を改めて確認できたように思います。私は、行政がすべてをつくる時代ではなく、行政がやりたい人の背中をそっと押すことで、地域が自走し、育っていく時代だと思っています。そして玉東町にはその力が既にあると思っております。暮らしの中で自然に生まれる小さな活動が、町の未来を形づくる大きな力にと信じています。

今後、町民の皆さんの主体的な取り組みがより活発になり、地域の学びや交流がさらに広がるよう、是非前向きな検討をお願い申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次の家庭用防犯カメラ設置補助金についてです。

今、全国的に特殊詐欺や住宅進入などへの不安の声が増える中、個々の家庭での防犯対策の重要性がこれまで以上に高まってきております。防犯に対する不安が高まる中、近年はそれに加えて災害も頻発しています。本町でも今年8月に大雨による大きな被害が発生しましたし、一昨日は青森県で震度6強の地震が起きました。こうした災害はいつどこで起きてもおかしくないという現実を私たちに強く突きつけています。災害時には、外の様子を確認するために、家の周囲へ出ること自体が危険であり、特に深夜や悪天候の場合はさらにリスクが高まります。その点、家庭用防犯カメラが設置されていれば、自宅の外に出ることなく、浸水状況や倒木、倒れたブロック塀、また不審者の有無などを安全な場所から即座に確認できます。防犯のためだけではなく、自宅周辺の災害状況を把握するためのツールとしても、家庭用カメラの役割は非常に大きいと考えています。こうした状況を踏まえると、住民の皆さん自らが自宅周辺の安全を守るための環境を整えることが、ますます欠かせないものになっていると考えています。

近年、本町でも不審者情報や不審な電話やメールなどの相談が寄せられるなど、日常生活の中で不安を感じる場面が徐々に増えてきています。防犯パトロールや回覧板での注意喚起など、地域でも様々な防犯の取り組みが行われていますが、それだけではカバーしきれない個々の家庭周りの安全について、町民自身が備える必要性が高まっています。

家庭用防犯カメラは、玄関先や自宅周りでの不審な動きの把握、犯罪発生時の映像記録など、危険の早期察知と対応に大きく寄与します。そして防犯カメラの設置が犯罪抑止効果につながるという点については、警視庁及び複数の自治体の検証で効果が明確に示されています。

警視庁では、住宅地で防犯カメラの設置が進んだケースにおいて、空き巣、車上狙い、自転車の盗難など、身近な犯罪が平均30から40%減少したとの報告があります。これは大都市の繁華街のデータではなく、住宅街で設置数が増えたことによる効果が確認されたものです。

実際に県警が公表した事例では、特定の家庭が設置したことで、その周辺での侵入が減少した。

カメラの存在だけで立ち入りが減ったといった、住宅地特有の効果が確認されています。住宅地が中心となる地域では、生活道路や家屋の間に死角が生まれやすい特徴があり、行政が数台設置するよりも、各家庭に1台ずつ整備されるほうが、結果として広範囲の防犯カバーにつながる点は非常に重要です。特に通学路に面した御家庭に1台設置されるだけでも、そこが映される場所だと認識されることにより、不審者が近づきにくくなる効果が期待できます。つまり家庭用防犯カメラは、最も費用対効果の高い防犯インフラと言えるのではないかと考えております。

そこで、確認のため町が設置している防犯カメラについて伺います。現在、町内に公共施設以外に設置してある屋外の防犯カメラは何台ありますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田の御質問にお答えいたします。

現在設置個数につきましては、12か所の13台ということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。そのカメラを設置する場所というのは、どのような基準で決定されていますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

基準につきましては、大きな幹線道路上でございますが、県道を含め町道、町外から町内に入ってこれる道路で、町外からどのような車が入ってきたかは確認できるように、人も同じですけれども、そういった場所に設置をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 設置する際、土地の使用許可や電源確保、ポールの新設などが必要になってくると思いますが、1台当たり概算でどれくらいの費用がかかっていますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 前田議員の御質問にお答えします。

ちょっとそこの購入価格について私のほうにちょっと資料はございませんが、1基ですね、カメラだけで4、5万だったと思いますが、あとポールまで立てればですね、ちょっと10万前後だったと記憶しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

今、お示しいただいたように、行政が防犯カメラを設置する場合、設置場所の調整や土地の使用に関する協議、場所次第ではポールの新設、電源の工事、そして本体の費用など多くの工程と費用が必要で、1台当たりに多額のコストがかかっていると思います。

一方で、家庭用の防犯カメラの場合、既存の壁面に設置できる、既に家庭に電源がある、取付

工事が不要、または簡易にできるといった理由から、初期費用が数万円程度での設置が可能です。つまり同じ防犯を高める目的でも、町が設置する場合は1台当たり数十万、家庭で設置する場合は1台当たり数万円という非常に大きな差があります。

最近の家庭用防犯カメラなんですけども、近年は非常に安価でありながら性能が飛躍的に向上しております。まず画質がすごく良くなっていて、人物や車のナンバーなどの判別がしやすい鮮明な映像が見られます。さらに人物を感知するとスマートフォンに通知が届き、離れた場所からリアルタイムで映像を確認できる機能が一般化しています。

例えば、会社においても自宅に不審者が映れば手元のスマートフォンに通知が届き、その場で映像を確認できます。そしてこの機能は防犯だけでなく災害時にも大きな力を発揮します。例えば災害時に避難所へ移動したあとでも自宅が浸水していないか、倒壊の危険がないかなどの、離れた場所から状況を把握することができます。

また、双方向通話機能が付いた機種も増えています。スマートフォンから話しかければ、その音声カメラからそのまま出力されます。例えば、極端な例ですが、スマートフォンと「こら」と声をかければ、そのままカメラから「こら」と聞こえるわけです。これは防犯効果としても非常に強力です。

さらに設置の簡易さも大きく進化しています。カメラをビスで固定することすら不要で、壁に貼り付けるだけで設置できるタイプも登場しています。加えて充電式のモデルでは、最長で半年間も稼動するものがあります。充電式なので電気工事也不要です。誰でも簡単に設置できます。そして今申し上げたような機能が全て備わっていても、価格は2から3万円程度が主流です。仮に3万円の製品を購入したとして、町が2分の1補助を出す制度があれば、住民の負担が1万5,000円で設置が可能になります。1万5,000円で安心と安全が買えるわけです。

もちろん町で補助を行う以上、近隣で事件などが発生した際には、町民の皆さんに必要な範囲で映像の提供に協力していただくことを前提とする必要があります。しかしこれは町にとっても大きなメリットだと思います。家庭用カメラを住民の皆さんが設置してくだされば、補助金という比較的小さな負担で映像のネットワークを地域に広げることができるからです。こうした仕組みは行政コストの抑制につながるだけでなく、いざというときには広範囲の映像情報を迅速に確保でき、結果として地域全体の防犯力を大きく底上げすることになります。町としても子どもや地域の安全対策は最優先で進めていると思いますが、防犯カメラの整備についても、先ほどプライバシーの問題があるとおっしゃいましたが、今後前向きに検討していただけないでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田の質問にお答えします。

熊本県でも、3町村か、多良木、山都、芦北、これが補助をやっています。補助額はバラバラです。ちょっと参考にその状況を聞いてみます。私が最初言うたプライバシー、この問題が解決できれば問題ないと思いますから、今、町内に何か所か付けてとるわけですね。ここの設置においてやっぱりプライバシーの問題が出ましたので、ちょっと慎重にならざるを得んということ

です。ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

今回はですね、家庭用防犯カメラの設置支援を取り上げておりますが、町全体の防犯環境をさらに強化するうえでは、家庭だけではなく、地域の事業者にも取り組みが広がることが重要だと考えております。

実際私の会社でも防犯カメラを設置しており、近所で事件があった際には刑事の方が映像を確認に来られます。今や聞き込みよりもまず映像です。防犯カメラは警察が最も頼りにする情報源となっています。

そこで、家庭向け補助を進めるにあたり、将来的には地域の安全に貢献している町内企業さんにも協力を広げることで、地域一帯で見守り合える仕組みをつくることも検討すべきではないかと考えています。これは防犯CSR、すなわち企業が地域の安全に貢献する取り組みの一つであり、町が一定の補助を行うことで企業への協力を促し、地域全体で子どもたちや町民の安心を守る体制づくりが進むものと考えています。

あくまでも今回の主題は家庭への補助であります。家庭用カメラの補助制度を核として、その効果をさらに広げるために、企業を含めた地域全体の協力を得る方向性も、今後の施策として検討に値すると考えています。そこで、家庭への補助制度を検討していただくことと並行して、町として地域の企業や事業所との協力体制をつくっていくことについて、どのような形で連携を図っていきたいとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1 番、前田議員の質問に答えます。

企業との連携については、個人の補助をする前に検討に入っていると思いますので、道路沿いの企業とか、中に入ったところも協力をしてくれるところがあれば呼び掛けてみたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。

家庭の安全対策と地域の企業との協力体制づくりの両面から、子どもたちや町民の安心につながる取り組みを進めていくことが重要だと感じております。町としての方向性を示していただいたので、今後は是非具体的な制度設計や連携の形も前向きに進めていただければと思います。

それではそろそろまとめに入ります。今回の二つの質問を通して私が強くお伝えしたかったのは、地域の力と安心して暮らせる環境を、行政と町民が一緒に育てていく町でありたいということです。地域活動支援制度については、町民の皆さんがやってみたいと思ったときに、その思いが実現しやすい柔軟で参加しやすい仕組みづくりが求められていると感じています。町民が動きやすくなることで、地域のつながりや活力はさらに大きく育っていくはずです。

また、家庭用防犯カメラ設置補助金については、今後も続く可能性のある大雨や地震などの自然災害、そして防犯面の不安を少しでも減らし、町民の皆さんが離れていても安心できる環境を整えることが大切だと考えております。防災と防犯の両面で、比較的小さな支援であっても町民

の安心につながる効果は非常に大きいと感じています。これら二つのテーマは、どちらも町民主体で動ける町、そして安心して挑戦できる町というこれからの本町の姿に直結していると思っております。私は今後も町民の皆さんの思いや声がより形になりやすく、そして安心して生活できるまちづくりにつながるよう、引き続き提案を続けてまいります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君の。

休憩 午後 3 時24分

再開 午後 3 時35分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 一般質問を始めます。

農業政策について。

1、玉東町は農業の町か。2、コンパクトシティ化や人口増加政策によって、大きく街化してきて若い世帯も増え、玉東町も発展しつつありますが、片や住宅分譲地展開で優良農地が減少している状況にある。これについての考えはどうか。3、玉東町の世帯で農地を所有していない割合はどのくらいか。4、農地所有の規制、3 反以上は既になくなったが、これに対する政策はとられているか。

以上、町長にお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7 番、林議員の質問にお答えします。

玉東町は農業の町だと思っている。農業者は少なくなっただけ、農業が主であると。

あとを担当より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 7 番議員の御質問にお答えいたします。

1 点目です。玉東町の歩みを振り返りますと、本町は古くから肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業とともに発展してまいりました。丘陵と平地がほどよく広がる地形、農地を中心とした土地利用、そして長年にわたり形成されてきた産業構造、そのいずれを見ましても、農業が本町の基幹産業として根付いてきた歴史が示されております。

実際の数値を見てみましてもその特徴は明確であります。熊本県全体では、農家数 6 万 6,869 戸、全世帯の 9.72% であります。本町では農家数 288 戸、全世帯 2,109 戸のうち 13.6% を占めており、県平均も大きく上回っております。この比率はまさに本町の暮らしと産業の中心に農業があることを端的に示すものであります。加えて、みかん、梨などの園芸作物や、水稻を中心に地域の風土を生かした農業が現在も町の風景と経済を支え続けております。

以上を踏まえますと、玉東町は、先ほど町長も申し上げられましたとおり、歴史にも、現在に

においても農業のまちとして歩んできたまちであり、今後も農業を基盤に、地域の魅力と活力を紡いで行くまちであると認識しております。

2点目です。近年の本町を見ますと、子どもの声が増え、若い世帯の転入が進み、町に新たな活力が生まれております。これはコンパクトシティ化の取り組みや、子育て支援、移住定住施策など、将来を見据えたまちづくりの成果が現れ始めたものと受け止めております。

一方で、住宅需要の高まりにより、本町の景観と暮らしを形づくってきた優良農地が減少しつつある現実もあります。農業は本町の基幹産業であり、文化、景観、地域コミュニティを支えてきたいわば町の根幹であります。この根が弱体化すれば、将来の持続性にも影響が及ぶと認識しております。

現在、住宅開発による活力向上と、将来に残すべき農地の保全という、二つの価値の両立が求められている状況であり、単純にどちらかを優先すれば良いという問題ではなく、本町の将来像をそのものが問われると考えております。このため町としては、開発と農地保全の両立を基本方針として、次の取り組みを進めております。

一つ、農振農用地区域の厳格な維持管理による優良農地の確保。一つ、農地転用審査の適正化と農業委員会との連携強化。一つ、担い手への農地集積支援等による農地の維持活用。一つ、土地利用計画の調整を通じた住宅開発との調和の確保。また中長期的な土地利用の方向性につきましては、総合計画の将来像を踏まえつつ、居住誘導区域や農地分布を丁寧に確認し、無秩序な開発を防ぐ体制を強化してまいります。

本町は、農のある暮らしを大切に守り育ててきた地域であります。人口増加のための住宅整備は重要であります。農地を犠牲にしてよいものではありません。農地を守りながら必要な住宅整備を計画的に進め、住み良さと農の営みが共存するまちづくりを推進してまいります。町の未来が一方に大きく傾くことのないよう、農地という根と町の活力という枝葉を共に育てていく土地利用の最適化に引き続き取り組んでまいります。

3点目です。令和7年11月時点における本町の世帯数は2,109世帯であり、このうち農業委員会が管理する農地台帳で、農地の保有が確認できる世帯は849世帯であります。このため農地保有率は40.3%農地を所有していない世帯は59.3%となります。また849世帯の内訳を見ますと、農家として営農している世帯は288戸であり、そのうち認定農業者を含む125戸が専業農家、163戸が兼業農家であります。

一方、農地を保有しているものの農業を営んでいない、いわゆる保有のみの世帯は561戸にのぼります。このことから、玉東町の農地が営む農地としてだけでなく、相続した土地、将来の判断を要する土地として存在している状況が伺えます。

なお、農地台帳の数値には、相続未登記や死亡者名簿の所有が含まれ、町外者の所有農地は数値に含まれていないことを申し添えます。

最後4点目です。令和5年の農地法改正により、農地所有の下限面積、いわゆる3反要件が撤廃され、小規模からでも農地を取得できるようになりました。背景には農業者の減少や耕作放棄地増加など、農地の維持が困難になっている全国的な状況があります。国は、規模の大きさでは

なく、農地を確実に利用できるかという質を重視する方向に政策転換しており、参入の敷居を下げる一方で、利用責任については従前どおり厳格に求めているところです。

本町としてはこの方針を踏まえ、次の四つを柱として対応しております。

1、審査の適正運用による農地の確実な利用確保として、営農計画の妥当性や耕作能力を丁寧に確認し、有休化の防止を徹底しております。

2、担い手の確保と農地集積の推進として、人・農地プランや地域計画を活用し、利用権設定、集積調整に取り組み、持続可能な営農体制の維持を図っております。

3、新規参入者の支援と定着促進として、相談体制の強化、J A、普及指導員との連携、各種支援制度の活用により、多様な参入者が地域に根付く環境づくりを進めております。

4つ目です。農地の保全と地域農業との調和として、利用状況の確認や遊休農地への指導を行い、農地の細分化、荒廃を防ぐ体制を強化しております。

以上のとおり、下限面積要件の撤廃は、参入の自由度を高めつつも、取得後の責任をより重くした制度でもあります。本町といたしましては、地域の大切な農地を次世代へ確実に引き継ぐという使命のもと、厳正な審査、担い手育成、農地保全の取り組みを着実に推進し、制度改正を地域農業の力強い発展につなげてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） あたは商売人だけん農業のことは分からんでしょうて、分からんから質問しますね。それともともと私は貧しい農家の生まれで、男ばかり3人でした。私、次男坊で、本当は農業をやりたいかったんです。でも4、5反しかないから独立しても、私だけやらせてもらっても生活はできない。だから全然畑違いの商業に行って今に至ったんですけれども、そういった観点でですね、この質問をつくり上げました。

農業の町に私も異論はありません。中山間地帯で、特に雨でベタベタもせず、作物は何でも育つ肥沃な土壤地帯だと過去に私に教えてくださった方がおられました。そのことからして、地形にも恵まれた町として農業にも大いに力を注ぐべきかと考えます。しかし、よく言われています。高年齢化、後継者不足、原材料の高騰、機械設備の先行投資で離農者も多く、新規就農者も多くは期待できません。

そんな状況の中で、今月の広報ぎよくとうの12月号の6ページに、新規就農者、就農希望者を対象とした1市3町合同の勉強会の開催の案内が紹介されていましたが、状況はいかがでしょう。

年明けて1月14日開催となっていますが、参加への促進、お誘いはどうされていますか。町としてそれに該当される方、期待できそうな方のリストアップが既に作成されていると思いますが、どのくらいおられますか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 7番、林議員の質問にお答えします。

こちらの新規就農者への研修なんですけど、これは玉名の振興局のほうで新規就農者向けの研修を企画されていまして、今回はトマト農家向けの研修となっております。今の状況としては、

参加したいという声はこちらの方には上がっておりません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、トマトの中でおっしゃってね。勉強された後は現地を視察するとかってなっていましたね。今、玉東町にはトマトを作っている方はもうほとんどいらっしゃらないんですか、ミニトマトも含めて。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 現在、玉東町にトマトを作っている農家は2件います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） わかりました。その農業のね、中身まではちょっと分かりませんが、2番に移りますね。サクラハイツ、オレンジタウン、さくらタウン、それに今、企画されている上木葉地区の分譲地も利便性も良く、農地としては一等地ばかりです。前田町長に過去にこれに触れた質問を投げ掛けたときにこうおっしゃいました。「自分の時代に減ったと言われないように考えている」との答弁があったんですが、先ほど小島課長の説明で多くは分かったんですけども、町長なりの具体的な考えを今一度披露してもらいたいと思いますが。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

農地は守りたい、しかし現実はいかならない。10年後、玉東町の農地はどうなるかと。田んぼはある程度8割ぐらいはとまるだろうと思うけど、樹園地、梨、みかん、桃、柿、おそらく半減する。半分は山になる。今のままでおったらそうなる、私が懇談会の中で言うけど、誰もそれに反応はしない。10年後はそうなるだろうと思ってる。

そこで今年は予算も認めてもらったけど、静岡と和歌山と愛媛に産業振興課を見にやった。そして農業後継者に和歌山を見に連れて行った。何を学んできてくれたのかというと、集団経営、やっぱりそれをやらんと今から先の樹園地を守ることはできないだろうと。もう自分が育った原倉の東山地区を見ても、10年後、何人の農業を継いでいるかかというと、27件あったのが4件か5件しかない。あとは年配ばかりでもうどうしようもない。そういう時代になります。それを経営していくために、農地を守っていくためにはどうせなんとか、集団経営です。

そして農地を提供した人がある程度年を取っても収穫とか摘果とかは、梨のほうも草切りとかできますから、そういうできることをやってもらおうと、手伝いをやってもらおうと、そこに国民年金だけでは生活できない。6万か7万です、月、農業で畑を提供する人が、日当で4,000円か5,000円もらえば足しになるわけよね。そういう経営の方法を考えていかんと、これから先は無理だろうと。じゃあ山になっていいかと、そうはいかん。山になったらイノシシがいっぱいになってくる。タヌキとかキツネとかいっぱいになってくる。そしたら人が住むところなくなってくる。九州には熊はいないけど、熊でも来れば大変なことになる。そういう時代を迎えるためにも、若い人には集団経営というのを模索してくれと。1回和歌山に連れて行ったけど、静岡と愛媛を見に1回視察にもう1回行ってもらわなわかんと思う。

そして木葉地区、木葉地区はもう畑で、優良農地といわれたけど、これは2、3年先には荒れ

てくるとは目に見えとる。耕作する人がいない。どんなに耕作してくれと言っても農業では生計が立てられない。米を作るところはわりと集団経営が成り立つけど、やっぱり畑作とか果樹園とかなかなか難しい。

しかし、俺んととあいつとは作り方が違うから品質が違うと言っても、それを言っとったらわからん、それを乗り越えないかん。それを乗り越えるためには、何回もやっぱり視察に連れて行って、考え方を変えていかないかと。農業は見捨てたもんじゃないと思う。私が若いころは、サラリーマンするよりも農業したほうがよかったと、そういうときもあったんです。時間が自由に使えて、一生懸命やるときはやると、そして考えていけばサラリーマンするよりも農業がとれたんですお金は、そういう時代がまた来る。そういう時代を目指して若い人には頑張ってもらいたい、そういう政策をとっていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） なんか心なしかシーンとしたような気がするんですけど、ちょっと悲観論で、今、町長がおっしゃったのはね、あとのほうで発言したいと思います。

その前にね、農業をと考える新規就農者希望者が、優良農地がないからとの理由で決断をためらう原因に拍車がかからないか心配です。何とかしないとと考えます。その政策の現実論として、浦田地区の圃場整備が挙げられると思うが、優良農地化の考えを過去に説明いただきましたが、今一度あの浦田圃場整備の目的とか、やり方等を説明していただけないかと思います。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 浦田上木葉地区におきましては、耕作者が少なくなって誰も作らないという状況になってきておりました。そこで基盤整備をすれば、皆さん手放しでいいので、基盤整備をしたい、農地として残したいというふうに皆様が、土地を持っておられる方が思ってたっちゃって、農地として残しておきたいということで、町としてもあそこではおいしい米が採れますので、基盤整備をして作ってもらえる人をですね、基盤整備をすれば作る人が出てきますので、基盤整備を行いたいというところで基盤整備の計画をしているところであります。

進捗といたしましては、来年度県の計画策定になりまして、今、土地の所有者、相続の関係の登記関係を進めているところであります。大体目安としては、基盤整備が終わるのに約10年はかかるところであります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、米がうんぬんとおっしゃったんだけど、浦田地区の方との話の中で、「浦田の水が良いから米はうまいでしょうね」と私が尋ねた。「前はな」という感じですね。ところがこう答えられたんですよ。その水は碎石場から流れてくるので、その泥が硬く固まって米作りには適せんようになりよつとたいと、こうその方はおっしゃったんです。そのへんの対策は計画に考慮されていますか。その対策を具体的に説明してください。

水がね、良かったときにはおいしい米、私もおいしい米で聞いたから浦田の人に聞いたんです。ちょっと集団の中でお会いしたからね、そしたら「もうよか水じゃなかったい」て、碎石場から泥と一緒に流れてくるから、それが田ん中に入って硬くなって泥が、だからもう米作りは

わからんばんというような話だったんですよ。だから、もともと水がきれいだったときと今は違うはずです。土砂が固まったりとかね、だけんそういう対策は取られているかということです。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 現在も川に流れている土砂の堆積については、機械補助とかをして撤去とかをされているところでもあります。今後計画についてはですね、そういったところにつきましては、計画を立てる際にはそこを考慮してですね、計画は立てていきたいなというふうに考えてあります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今回は町長に尋ねたいが、私が聞こうとしているのは、優良農地を作るために聞いているので、西日本土木さんが木葉財産区の土地を開発して事業をされていますが、あのエリアは財産区内だけでなく会社持ち、社有地もあるのか分かりませんが、西日本土木さんの事業をされている、玉東じゃなくてほかの現場にはですね。泥が流れないように水だけ、上澄みだけ流れるような集水池、水を集めた池ですね、溜め池を作ってあるらしいのですが、浦田碎石場もそのように指導要請すべきかと思うが、1等農地には欠かせないことだと考えます。ここで町長の答弁で要請すべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

それは林議員が言うように沈砂池を造らないかんだらうと思う。せっかく良い場所で米がおいしかったんだから、採石場の泥水が流れ込んで米がうまくないというようなことがあってはいかん。ただ圃場整備にかかりますから、整備にかかったあとはね、それをちゃんと造っていくと、西日本土木に要請したいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 圃場整備をする中で、生活道路の計画も入っているとおっしゃいましたね、過去にね、そこで質問なんですけど、浦田の道路は広くありません。ダンプとの離合の際にダンプと運転手から、「何ばしよっとか」と浦田の住民の方が怒られたそうです。生活道路の改良も圃場整備計画に入っているとの答弁でありましたので、そのへんはお怠りなくやっていただきたいと思います。

次に3、4番に移ります。農地の管理は農業委員会の管轄だと思うが、そのとおりでしたね。経済的な生産での農地運営が本来と思うが、休耕地や耕作放棄地など、農地自体を荒らさないための手段や方法を指導する、指導監督するのも農業委員会さんと心得ますが、具体的な動きは、例えば年に何回とかってそういう見て回るとかって確認をされましたけど、そのへんの動きを御紹介いただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 7番、林議員の御質問にお答えいたします。

現在、耕作放棄地につきましては、年に1回8月に農地パトロールを実施しております。その中で農地の状態を農業委員、それから最適化推進委員のほうで確認して、非常に荒れた状態の農

地に関しては、現在作付けに生かす方向ではなく、非農地としての扱いのほうに転換していつている状況でございます。ちなみに今年度79筆の農地、耕作放棄地が山という判定をしまして、山林への登記、地目変更を行ったところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） あんまり聞きたくない数字でしたね、多いですね。転入者よそから来られた人ですね、や、サラリーマンの方々が、家庭菜園以上1反以下の家族でできる範囲での農地所有を希望される声もありますが、委員会としてはそのような極小、極めて小さい小規模の農地所有は良しとしないんでしょうか良しとするんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でお答えしましたとおり、まず下限面積要件が撤廃されており、小規模の農地を取得することができるようになりました。そのため小規模取得が増加する可能性があることから、農業委員会においては、小規模取得は良しとします。ただし審査においては、営農計画や妥当性や実効性を丁寧に確認し、取得後の利用状況の把握、それから必要な指導に努めていくところでございます。取得は自由、利用は厳格という制度趣旨を踏まえて、遊休化防止に安全を期してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 私も4年位前は農地は一切持っていなかったんですけども、そのときに空き家を買ったときに小さな農地がくっ付いているから、3反と言わずに極小農地は認めてくれと言ったけれどもだめとか言われました。だから私は税務署に行って、そういうことは課税対象からいろいろ外れているところがいっぱいあるでしょうがて、そんなこと言ってたら荒れてしまいますよというて、私は税務署に言いに行った。その2年後に農地はいっさい持っていなくてもわずかでも買えるようになったんです。私の声が国会に届いたわけではなかったろうけれども、私の声を聞いた税務職員がどうしたかは分かりません。

そのときに、結局は買わざるを得なかったから「3反以上ですよ林さん」とこう言われました。そのときに申請したときに、年間200何日出ないとだめですよ、農機具の一つや二つ持っていますかとかて、そういうことを申請書というかあれに書かなきゃいけなかった。そのときに農地なんだけど竹林になっていました。私が半年で切って見せると、農地にしてみせると言ったけれども、現状は山としかみませんということで認めてくれなかったから余分にお金を払わなきゃならなかったんです。とうとうそれが入らなかったから山にしましたけど、今は立派な畑になっています。きれいになっています。

だからですね、やっぱりある人から言われたんですね、「林さん、もう農業は大変じゃあるばいた」て、私は生産性、経済的なことで農地を得たわけじゃないんです。荒らさないためということもありました。もう一つは、孫が3人男がいるから、どれなとん、あるいはひ孫がどれなっ

とんするだろうと、農地は死なないという頭から手に入れたんですけれども、やっぱり小島課長がおっしゃったようにね、農家は自由にあとは厳格といった、その厳格をね、少々吟味してもらわないと、つまり私はですね、前田町長がさっきおっしゃったように、かねておっしゃる教育ですね、農業を通して家族の中でコミュニケーションをするために農家に行って、「あそこに畑に明日行くよ。あんたも来るかい」というような形で、あっちこっちにサラリーマン家庭が農地に行ってくれるのが私の田園風景なんです。

広報ぎょくとうの7ページに、餌づけストップ対策の記事も掲載されていましたが、そのように鳥獣被害問題も懸念されます。結局、町として農業、農地所有の規制はなくなりましたが、一般の方が家族のふれあい、教育としての農業体験、自給自足の食生活として農地を求められることへの対応、小島課長、厳格ということを変えれますか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

冒頭の答弁で、国は規模の大きさでなく、農地を確実に利用できるかという質を重視するという御説明をしたかと思います。いわゆる3反要件は廃止、撤廃されたものの、農地法3条の許可には、これまでの審査要件がそのまま残っております。先ほど林議員おっしゃられた、取得後は常時従事要件といいまして、農業に必要な農作業に常時従事することを認めること、これは年間150日です。農業として従事できるかという要件、それから申請する農地を含めて、所有するすべての農地を効率的に利用、耕作することを認められるかというような要件は、国の制度としてそのまま残っております。

ですので町の農業委員会としては、現在のところはこの国の制度に沿って判断をせざるを得ません。したがって、ある程度農地が生かされるような判断は町としてできるかもしれませんが、基本は国のこの審査制度に則って判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 3反所有という規制がありました。その前は5反所有でしたね。ところが国のほうは1反となっていた、農地法の中の1反となつた。先ほど言ったように、それすらも取れたんです。だから規制は変えられる。何年かはかかるかもしれんけど、農業委員会のね、熊本で仮に研修や会議があったときにはね、声高々と訴えてください。あなたは農地持っている。

（持っていません。）

持とうとは思いません。

（今のところ。）

そのへんはね、家庭事情もあろうから考えていただくけど、最後に、農地の流通を、荒れた農地ですね、流通を高めるためにも、点在する休耕地や放棄地の解消にもつながると思う。宅地分譲ならぬ農地分譲の構想はありませんか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 御質問にお答えいたします。

現在、産業振興課と農業委員会合わせて、農地の担い手さんを集めた地域計画というのを策定しております。これは将来の地域農業を見据え、どの農地を誰がどのように守り活用していくのかを、地域の話し合いにより明確にする計画です。現在本町においても農業者、それから関係者の意見を丁寧に向いながら、担い手への農地集積や農地の保全を図り、持続可能な地域農業の確立に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ある人がこう言いました。「林さんて、5年間できつかった」と、「何の5年ですか」、「60歳で退職して年金もらうのは65歳、この5年間でそーんきつかった」とこう言う。同じきつければね、畑に行きなさい、自給自足しなさい、医療費が少なくなる、健康になる、そういうことから考えてですね、私は大いに小規模農地をどんどん売れる体制にしていきたいのが、私は農業政策のお願いすることです。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

ここで若干時間を押していますが、5分間だけ休憩します。トイレ休憩です。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時28分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、お疲れ様です。よろしくお願いいたします。

豪雨災害の復旧について。

8月の豪雨災害から4か月が経過するが、復旧状況と政府が玉東町を局地激甚災害に指定したそうだが、どのような支援なのか伺います。

功刀議員がですね、この件については聞かれましたので、私はですね、企業支援、このことについてよければよろしくお願いします。

2点目、職員の懲戒処分と県提訴について。

懲戒処分を受けた職員は、9月末で退職したと聞いた。優秀な人材を失ったことは町にとっても大きな損失である。元職員は、県の人事委員会に対して不服申し立てを行っていると聞いているが、人事委員会からの結論は出たのか。11月12日の熊日新聞に玉東町職員が県提訴の記事が出たが、町としての対応や意見を伺う。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問には担当課長より答弁させます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 6 番、坂本議員の一つ目の御質問にお答えいたします。

局地激甚災害指定につきましては、まず、本激も局激も同じ激甚災害法に基づく特例措置が適用されます。本激が対象区域を全国として、対象災害と適用措置の二つを指定するのに対し、局激は対象災害及び適用措置に加え、対象区域、市町村を明示して指定されます。

今回、令和 7 年 8 月 5 日から 9 月 21 日までの間の豪雨及び暴風による災害が激甚災害に指定され、並びに玉東町の区域において局激に指定されました。中小企業信用法による災害関係保証の特例法第 12 条が適用措置されます。

適用措置といたしましては、事業の再建を図る中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が積極的に保証を行う限度額が、保険限度額の別枠として、普通保険限度額 2 億円、無担保保険限度額 8,000 万円、特別小口保険 1,250 万円が加算されます。また保険事故発生した場合の填補率が 70% から 80% に引き上げ、及び保険料率が普通保険 0.87% から 0.41%、無担保保険 0.87% から 0.29%、特別小口保険 0.40% から 0.19% に引き下げの特別措置となります。

また、今回 12 月 8 日にですね、熊本県におきまして、大雨被害の中小企業の施設再建支援 42 億円、経費の 4 分の 3 を補助というふうに県議会に予算を追加提案されております。こちらのほうはですね、まだ町のほうに説明会とかがあっていけませんので、詳しい内容については説明会が終わってから内容が分かることとなりますので、この場でお答えすることができませんので申し添えます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6 番、坂本議員の二つ目の御質問にお答えします。

まず、令和 7 年 5 月 23 日付けで懲戒処分を受けた職員についてですが、9 月末で退職し、熊本県人事委員会に不利益処分に対しての審査請求を申し立てていることは事実ですが、結論はまだ出ておりません。採決については事案によって異なりますが、審査請求提出からおおむね 1 年から 1 年半かかる流れになっております。

次に、町の職員が県を提訴した件についての町の対応は特にございません。意見については、個人の問題であるため答弁は控えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） まだですね、いろんな支援が枠組みが決まっとらんということですが、やはり被害額 11 億円ですね、特にオルガン針がですね、非常に甚大な被害を受けられたということで、大体事業者のですね、大体どれくらいの規模で今復興しているのか、そのへんが分かれば。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） ただいま事業者の復興状況については把握していませんので、答弁ができません。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 把握していないということですが、やはり県あたりですね、42 億円あたりの予算が上がってるということはですね、やはりそのへんはきちんと時々事業者とキャッチ

ボールをしながら、今、被害の復旧状況は何割までいとりますとか、やっぱそういうこともですね、すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 今、企業の復興状況、オルガン針の復興状況については、8割程度復興しているというところで、今後ですね、県からの予算追加で補助金等が出ましたら、補助金の内容等についても説明会等を行いましたですね、説明を行いまして支援に協力していきたいというふうに考えております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはりオルガン針もですね、日本だけでは普及は難しいということで、ベトナム、中国の重慶あたりからもですね、支援の人たちが入っておいりました。やはりオルガン針という会社ですね、改めてですね、私たちは、こんなすばらしい企業が玉東にあったのかということを確認しました。

やはり医療とかいろんな分野でですね、なくちゃならん会社、ここにはですね、やはりきちんと現場に行ってですね、やはりどのくらいの今、復旧率なのか、このへんを見る必要があると思います。

また葉山苑ここもですね、濁流が押し寄せて、非常に困難の中から立ち上がられました。ここあたりもですね、水で洗い流すのに非常に困難で、水道料金を心配するような声もありました。こういったところのですね、水道料金の補助とかそういった補助はないんですかね、全面措置等は。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 坂本議員が心配されることは分かりますけど、その点は十分やっています。水道料金は通常料金、そのオーバー分は免除とやっています。

オルガン針も知事と県議員も一緒に私も行ってまいりました。この前、長野から2人地元から2人、私のところにあいさつに来られました。かなり復旧したと、お世話になりましたと、自前ですね、かなりできるという優良企業であります。県の補助は確定したあかつきには町としても考えていきますと言うておりますので、十分対応していきたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 是非ですね、やっぱり被災された事業者あたりはですね、やはり町ですね、法人税とかいろんなことを払われておりますので、そのへんはですね、きちんとした対応をよろしくお願いします。

山北もですね、農協、そして郵便局、郵便局がですね、浸かりましたので、非常に山北の人たちは不便だったです。今ですね、再開されて、連日みかんを送る人たちとかでごったがえしております。やはりですね、迅速な対応、これがですね、大切になると思いますので、この教訓を生かしながらですね、是非今後につなげていただきたいというふうに思います。

それと国会議員やですね、県知事も来られましたが、やはりネックである木葉川、このことについてですね、国会議員や県知事はどのような意見を持たれとるのか、町長よかったら願

いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

冒頭のあいさつの中で申し上げましたけど、国会議員の先生方、各国交省、それから砂防会館にも議長と商工会と一緒にやってまいりました。その点は十分をお願いをしまいいっております。

1回だけじゃなくてね、何回か行って、また行くたびにお願いをしに行ってます。早く分かったと言ってくれておりますので、かなり前向きに進めてくれるんじゃないかなと思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 木葉川の改修はですね、やはりだいぶん伝わっているというふうに思われますが、長い年月がかかります。でですね、やはり堆積物の除去、これをですね、早めに冬の間でもやっとく、そういうようなことの要請は、県、国に対して要請されましたか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 堆積物の土砂につきましては、前回町長と一緒にですね、県知事と会ったときに、直接要望しております、この冬から来年のつゆまでの間にかけて、木葉川的主要河川とですね、準用河川につきまして、できるだけ堆積土砂を掘削するようにされるということで話はできております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 玉東町ですね、堆積の除去も必要なんです、新橋から下、都留まで、あの間が非常に堆積しております。玉名市の方が言われるとですね、あそこから都留から下は流るってたいて、新橋の橋からですね、都留ぐらいのどこまでがあの辺が流れんとですよ。あの辺も含めて堆積物をですね、撤去しないと、玉東はまた浸かるですもんねというような声をですね、あの辺の住民の方が言われますが、そのへんについてはどうですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） そちらの区間につきましては、国の直轄区間になりますので、一応私のほうで確認しまして、菊池川の河川事務所のほうに直接要望に行きたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私もですね、消防団におったころに、木葉川が氾濫寸前までいったときにですね、やはり下流の方向まで見に行ったときがあります。やはり建設省人たちはですね、川幅とかですね、そういうやつで毎秒何十トン何百トン流れますというふうに言われますが、やはり堆積物があるとですね、抵抗がかかって流れないんですよ。やはり大雨のときはですね、是非課長、誰かでもですね、カメラでも撮ってですね、なぜ流れないか、なぜ木葉川が浸かるのか、やっぱり映像で説明するようなことも必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） そのときの状況を撮っていませんので、今後そういう状況が確認で

きましたら、安全は確認しながらですね、行ってみたいと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり玉東町にですね、事業者がですね、また来年浸かっどんすつとですね、本当にこの場所でいいのかというふうになりますので、やはり是非ですね、県、国あたりにはですね、そのへんを危機感持ってですね、説明していただきたいと思います。そうでないですね、木葉川が氾濫してこれが常態化すればですね、撤退する企業も出てくると思います。そこらあたりの危機感をですね、是非持っていただきまして、これからの要望、そして支援にもですね、積極的にかわってください。

よろしくお願いします。

もう一点、あのですね、私、ある主婦の方とですね、から、葉山苑さんが浸かりましたですね、車も浸かりました。そのときにですね、あそこはやはり温泉に行く上り坂、あそこに夜間であっても葉山苑さんに鍵を預けとけば、あそこに避難することもできつとすよて言いなつたです。よ。それば葉山苑の管理者の人に言うたら、そのとおりと、私も今度水害のあつてからですね、あそこの温泉の登り口に車を避難させとけば安全だというふうに言われました、そこらあたりのですね、葉山苑さんとのやり取りとか、そのへんななされとるですかね。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

その点は十分話し合いをやっています。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 安心しました。やはりですね、住民の方もですね、そういうようなことを考えられる人がおります。そういう意見をですね、じゃんじゃん取り入れて、災害がない町を目指していただきたいというふうに思います。

それとですね、今度職員の処分問題なんですが、先ほどですね、5月の23日に職員の処分を発表、そして6月にですね、議会答弁、そのあとに3か月以内にですね、不服申し立てこれを行わなければならないというふうに聞いておりますが、不服申し立てをされたのはいつで、町にですね、多分答弁書とか何とかをですね、県のほうから要請してくると思うんですが、その届いた日にちが分かればお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

それでは、今回の不利益処分に関します審査請求について、経緯を御説明いたします。

まず5月23日に懲戒処分ということになりました。それから、今年でございます。今年令和7年の5月23日が懲戒処分です。それから令和7年、同じく8月の20日付けで、県人事委員会のほうに不利益処分についての審査請求が提出、同日受理という形になっております。

それから同月、8月28日ですね、この不利益処分の審査請求について、県人事委員会から町へ通知が送られております。

次に、10月3日にこの件に関しまして弁護士を立てる必要がございましたので、弁護士費用に専決処分を行っております。

また明日、専決処分の採決についてはよろしくお願い申し上げます。

それから同じく10月の6日に弁護士の方と委任契約を結んでおります。

続いて11月の10日に向こうから出されました審査請求に対しまして、答弁書を弁護士のほうから県人事委員会へ提出をされております。これまでが今までの流れとなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今の報告では、11月の10日に県に対して報告書を出されとるということですかね。

（回答を出されてる、向こうからの請求に対して回答を出した。）

私もこういうものには詳しくないんですが、先ほどですね、課長が1年から1年半ぐらいかかるというふうに申されましたが、結論が出るまでですね、11月の10日に出して、あとはどういう段取りになっていくんですかね、こういうのは。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

ただ今、またこちらのほうから県に対して答弁、回答書、答弁書を出しております。その後、また請求人のほうから同じくまた反論書が出ればですね、その反論に伴いまして、こちらのほうから再答弁書を提出する形になります。もしそれがお互い納得いかなければ、そのやり取りが何回か続くと、ただ今回で終わればですね、その次に書面審理が人事委員会のほうで行われる運びとなっております。それから採決という形でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） だいぶん長くなるようなこともあるというふうに今の言葉ではですね、明日のですね、第50号で164万7,000円かなっとなりますが、これは今後のやつも含めての164万7,000円ですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回164万7,000円を専決処分ということでさせていただいております。この内訳については明日御説明もあるかと思いますが、そのうちのですね、53万9,000円が着手金、それから107万8,000円が報奨金となります。そのほかに3万円の実費を組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 着手金から含めてずっと積算されてその金額が出たというふうに思いますが、やはり長くなればですね、その金額もまだ上がっていくんですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今のところですね、これが一番の天井で私たちは考えております。これ以上高くなることはないかなと思いますが、先ほど言われましたとおり、今後こちらのほうから、今、我々が今回行っておりますのは書面による審理です。今後口頭とか証人尋問等があれば金額が変わってくるかと思ひます。そのあとのことについては、ちょっとまだ今のところ最高のほうで予算は組ませていただいているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあ今のところ最高のやつで組ませていただく、この弁護士さんというとは町の顧問弁護士さんかなんかですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

今回委託しております弁護士さんは、町の顧問弁護士さんでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） それとですね、流れについては分かりました。やはり私がですね、一番残念なのは、やはり処分を受けてですね、9月末で退職、非常に残念ですね。やはり37歳、今までやっぱりいろんな経験をなされて、やっと独り立ちなされた職員さんが職場を去ると。やはり退職の理由も分かればですね、お聞かせ願いたいというふうに思ひますが。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、辞めて再就職をしております。もう静かに県の判断を待っていただきたい、そう思ひます。それ以上の答えはできません。

以前答えたことがあるわけですよ、どうして処分したかというのは、6月議会のときに、再度答えることは控えたいと思ひます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私はですね、9月議会でも、この職員の方は本当に官製談合という疑惑を町がかけられたことによってですね、こういうような状況になってきたと、被害者というふうに思ひます。もう一人県を提訴された職員さん、この方についてもですね、官製談合の疑いでいろいろ聞かれた。警察からもですね、家に来て、60時間以上も警察に取り調べを受けた。今、処分を受けられた先ほど退職された職員もですね、町長の9月の答弁では、警察からオートバイで車を挟まれて、そして大津署のほうに連れていかれた。やはりですね、非常に警察からそういうことをされるんだったら恐ろしいというかですね、やっぱこのことだと思ひます。やはり普通の人がそういう状況に陥れば、警察からそういうことをされれば、やはり知っていることをしゃべらんならばいつまでも帰られんよ、家族も含めてですね、大変な状況になるということですね、思ひますよ。そういうような状況をですね、やはり町としてどう考えるかと。これは個人の問題じゃなくてですね、やはり町にかけられた疑惑、このことをですね、きちんとはらす、

もしくは警察が分からんときはですね、町からも抗議する、議会もそれを知っとったらですね、議会もこの場で警察の不当捜査はいかななものかというようなですね、抗議文でもですね、出すこともできると思います。個人の責任になされれば非常にですね、こういう問題は辛いと思います。

県に提訴された職員もですね、先ほど弁護士費用160何万、こういうことが発生します。金も要ります。これから裁判に出掛くつと年休で行かなん。こういう問題が発生しますとですね、やはりここはですね、個人の問題じゃなくて、玉東町に疑惑がかけられたて、そして何のこともなかったやはり町がきちんとそのことは抗議したり、議会も含めてです、私たちも含めてです、そのことはすべきというふうに思いますが、町長の答えはないと思いますので、今後ですね、こういうことが行われないためにですね、企画の課長含めてですね、建設課長、このあたりはこういいますね、玉東町は2人逮捕されて処分者が出ております。肝に銘じてですね、こういうことが起こらないように、自分の部下を教育とかなされとるかお聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、どこが発端になったかと、これを言うてしまえばいかなから言わないけど、何の問題もなかった。ただ、警察のほうで警視庁から来ている出向の課長に手土産を持たせないかと、そういうことで警察があせったわけよ。結果が出て私も抗議した。プロポーザルでやっとするのに何で問題があるかと。全くプロポーザルということが理解してない。競争入札これはいろいろあるかもしれん。プロポーザル、何でプロポーザルに切り替えたかというのは、以前うちの職員が2人逮捕されたと、こういうことが絶対ないようにプロポーザルに切り替えた。

ところが、プロポーザルの資料を作ったのが町の職員だったと。コンサルに何で頼まんだったかと。コンサルに頼めば2、3,000万かかるわけ、それを職員がやり遂げた、それがおかしいというわけよ警察が、全く分かつたらん。コンサルも人がやるわけ、人がやるのをうちの職員が勉強してできたのが何で悪かかと。そういうことでおかしいんじゃないかと。何もなかったんだから謝りに来んかと、私は何回もあるところを通じて言ったわけ、しかし来なかった。間違いは間違いとして認める勇気を持てと、勇気のない警察官は要らんぞと、みんな警察官はね、まじめにやっとなと。しかし一部の人間が間違いを起こして謝りもせんからこの問題が出てきた。反省をしっかりしてもらいたい。

以上。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長のもですね、今の答弁を聞いてですね、本当に警察の行き過ぎた捜査からですね、この問題が発生したということをもですね、語られました。だとするならやはりですね、今回の退職された人、訴訟をされた人、被害者ですね、まさに被害者、これをですね、やはり町としてほっとくわけには私はいかと。やはり多額のもですね、町の時間を割いて、取り調べも6人ぐらいだったですかね、相当な時間になりました。町の損益もある、町の職員がですね、片っ端から警察に引っ張られて職場を抜けるわけですね。業務も停滞する、こういう中ではですね、

やはり町長にそのへんは報告してですね、随時対応していけばですね、こういうような問題はなかったというふうに私は思います。

この議会でないとですね、なかなかこの全容というところが語られとらんとですよ。私たちが一番危惧するのはですね、大体なら議会に対して説明会をですね、やってほしかった。なかったですね。住民の方はですね、まだ分かっていいよとです。何で警察にしゃべって処分されなにかいたて。全然ですね、全容が見えてこんど、私たちもですね、まだまだ見えてこんどがいっぱいです。やはり町長あたりも地区の座談会とかなされますが、やはりそういうときでもですね、話してもらって、地域住民の理解を得る、そして職員は悪くないんだよ、このことをですね、是非伝えてもらいたい。そのことがですね、やはり一番大事というふうに。やはり職員をですね、きちんと守らないかと思っています。職員がかわいそうです。私はこのことをですね、申し述べてですね、町長、再度職員をですね、守る気持ちが本当に必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、坂本議員以上に私は職員を守っていきます。言われなくとも当たり前のことなんです。職員を守るというのは、職員の批判はしたくない。それをね、ある人のおかげでそうなったんだから。

（ちょっと今のは聞こえない。）

ある人のおかげでこうなったと。

（何ですか。）

ある人のおかげと。

（ある人のおかげで。）

それを言うたらいかんから言わんと。もうあんまり質問はしないように。

（いや町長、きちんと言うてもろたほうがよかと思いますよ。）

言うたらいかんと、隠しておくべきところは隠しておかないかん。いずれ分かってくる。

以上。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり町長のそういう答弁がですね、まだ何かいろいろあつとかなあというふうにですね、疑心暗鬼になるので、やっぱりそのへんはですね、きちんとした答弁を今度をお願いしたいと思います。

でですね、やはりずっと私、この間、熊日新聞とかをずっとこういうとにとっとるんですが、最初の記事あたりはですね、町も職員に情報漏洩させた、やはり町がですね、この問題は非常に警察が悪いというふうにですね、思うとったというふうになっとりますので、私はこれが正解だというふうに思います。警察が、とするならばやはりですね、処分を今のうちに撤回する、そして職員もですね、提訴、このこともですね、国を相手に職員がそのような大変なことをするとですね、家庭含めて本当にですね、崩壊するような方向にいくと思います。ここはやっぱり先ほども言いましたように、町がきちんとやって、議会もですね、きちんと違法な捜査だったらですね、

今後はこういうことがないように厳正な捜査を求める、こういうような決議もですね、私はできるというふうに思います。

やはり熊日さんもですね、ずっといろんな情報を集めながらこういう記事を書かれたと思います。改めてですね、職員に情報漏洩させた、このことをですね、忘れちゃなんというふうに思います。町長は私よりもですね、職員は大事というふうに言われておりますので、是非ですね、職員にですね、そんな心労のないような職場をですね、つくっていただきたいというふうに思います。ずっと平行線だというふうに思いますので、町長また次回もですね、聞くかもしれませんので、そのときはよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後5時06分